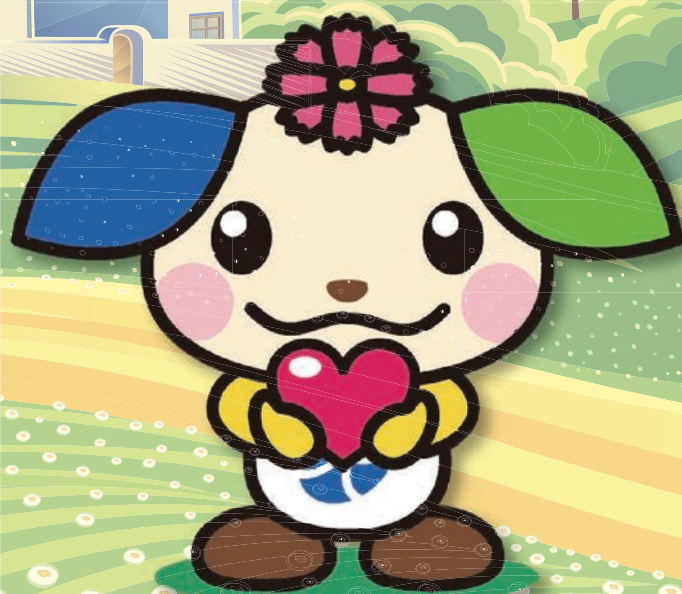




第3次 みやき町

食育推進基本計画

伝えよう食べる喜び大切さ



令和5年 3月



佐賀県 みやき町



はじめに

「食」は生命の源であり、毎日の食事は私たちが生きていくためには欠かすことができない最も大切なものです。

また、おいしく楽しく食事することは私たちに生きる喜びや楽しみを与え、生活を豊かなものにしてくれます。

本町では、平成22年に“伝えよう食べる喜び大切さ”をスローガンに「第1次みやき町食育推進基本計画」を策定いたしました。平成30年には食育のさらなる実践を目指すため、計画を見直し「第2次みやき町食育推進基本計画」として、家庭や地域、保育園（所）、幼稚園、学校、関係団体等の取組を通して食育の推進を図ってまいりました。

その結果、幼児の朝食欠食率、食育への意識の向上などは改善し、一定の成果を上げることができました。一方で、小中学生の朝食欠食率、生活習慣病の増加など依然として多くの課題を抱えており、また、昨今のコロナ禍による生活環境の変化による新たな食の課題も出てきております。

こうした状況を踏まえ、食育に関する施策をさらに充実させるため、令和5年度から5年間を計画期間とする「第3次みやき町食育推進基本計画」を策定いたしました。

この計画の基本理念は「生涯食育」です。それは、町民一人ひとりが、乳幼児期から高齢期までの人生の各ライフステージをとおして食育に取り組み、生涯にわたって「食べる力」＝「生きる力」を育てていくことです。すべての町民の皆様が、「生涯食育」を通して健やかに過ごせるよう、関係機関等と連携し、食育を推進してまいりますので、これからも一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、活発にご審議していただいた「第3次みやき町食育推進基本計画策定委員」の皆様をはじめ、貴重なご意見や多大なご協力をいただきました関係者の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和5年3月

みやき町長 岡 毅



目次

第1章 計画策定について	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
第2章 みやき町の食育の現状と課題	3
1. 食を取りまく状況	3
2. これまでの取り組み	11
3. みやき町食に関するアンケート調査結果	13
4. みやき町の食育推進の課題	19
第3章 計画の基本的な考え方	21
1. 基本理念	21
2. 重点目標	21
3. 第3次みやき町食育推進基本計画の目標指標一覧	23
第4章 基本施策・事業の展開	24
重点目標1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	24
1. 次代を担う子どもたちへの食育	24
2. 健康寿命の延伸(生活習慣病の発症予防及び重症化予防)	25
3. 楽しい食事を支える歯と口腔の健康の推進	25
重点目標2 持続可能な食を支える食育の推進	26
1. 食に対する安全・安心の確保	26
2. 地元産農産物の利用及び提供の拡大	26
3. 環境に配慮した食生活の推進	27
重点目標3 食文化の継承と食を活用した地域づくり	27
1. 食を楽しむ機会の確保	27
2. 地域の食文化への理解促進	28
重点目標4 多様な団体との連携・協働による食育の推進	28
第5章 計画の推進	29
1. 町民の役割	29
2. 家庭の役割	29
3. 保育園(所)、幼稚園等、学校の役割	29
4. 地域の役割	29
5. 関係機関や各種団体の役割	29
6. 町(行政)の役割	29
◆ライフステージに対応した具体的な取り組み◆	31
資料編	33
1. 計画策定の経緯	33
2. みやき町食育推進基本計画策定委員会名簿	33
3. みやき町食育推進基本計画策定委員会設置要綱	34
4. みやき町食に関するアンケート調査票(参考資料)	35
5. 食育基本法	39

第1章 計画策定について

1. 計画策定の趣旨

「食」は生命の源であり、すべての人が生涯にわたって心身ともに豊かな人生を送るためには、一人ひとりが食に関心を持ち、毎日の生活における食の役割を認識し、健康的な食生活を実践することが大切です。

国は、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年6月に「食育基本法」を制定しました。これに基づき、これまでの食育の推進の成果と食を巡る状況や諸課題を踏まえつつ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和3年3月に「第4次食育推進基本計画」が策定されました。

本町では、平成30年3月に「第2次みやき町食育推進基本計画」を策定し、各種団体や関係行政機関等連携し、食育活動を展開するなど、食育の取り組みが着実に推進される成果があり、各個人の食育への意識の向上がみられています。

しかしながら、朝食欠食や肥満・高血糖・子どもの就寝時間の改善がみられない状態が続いており、各個人の行動変容がなされていない状況がみられます。食の重要性を理解するにとどまらず、実際に現在の食習慣を望ましい食習慣へ変えていくこと(行動変容)の重要性を引き続き訴えていく必要があります。

また、無関心層を含めたすべての町民が自然に健康になれる食環境づくりや「新たな日常」に対応した食育の推進、食品ロスの削減など、食を巡る新たな課題に対応するため、「第3次みやき町食育推進基本計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

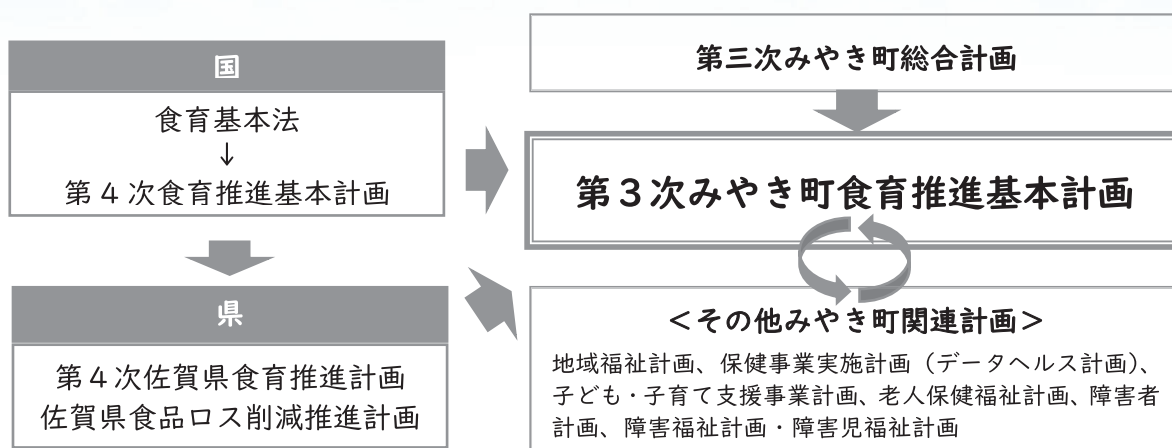
本計画は、食育基本法(第18条第1項)の規定に基づく計画です。

食育基本法 第18条第1項(市町村食育推進計画)

市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

(2) 他の計画との関係

本計画は、国、県の食育推進計画、さらには「第三次みやき町総合計画」をはじめとする本町の他の計画との整合性を図りつつ、町の食育を推進する上での基本的な指針とするものです。



(3) SDGsへの貢献

SDGsは、平成27(2015)年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための目標」であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

本計画においても健全な食生活の実現や豊かな食文化の継承など、SDGsの目標達成への貢献を見据えた取り組みの推進を図ります。

〈持続可能な開発目標(SDGs)〉



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や制度の変化への対応、関連計画等との整合を図る必要がある場合は、状況に応じて見直しを行います。

第2章 みやき町の食育の現状と課題

1. 食を取りまく状況

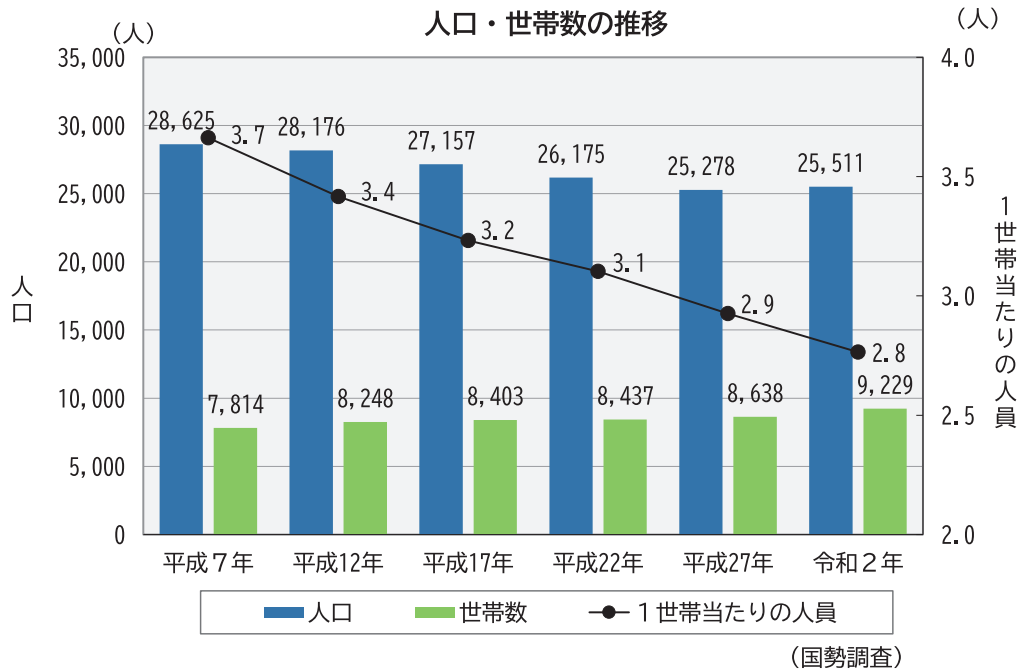
(1) 人口・世帯等

① 人口・世帯

○みやき町の人口は減少傾向にあり、令和2年で25,511人、10年間で664人減少している。

○世帯数は、令和2年で9,229世帯となっており、10年間で792世帯増加している。

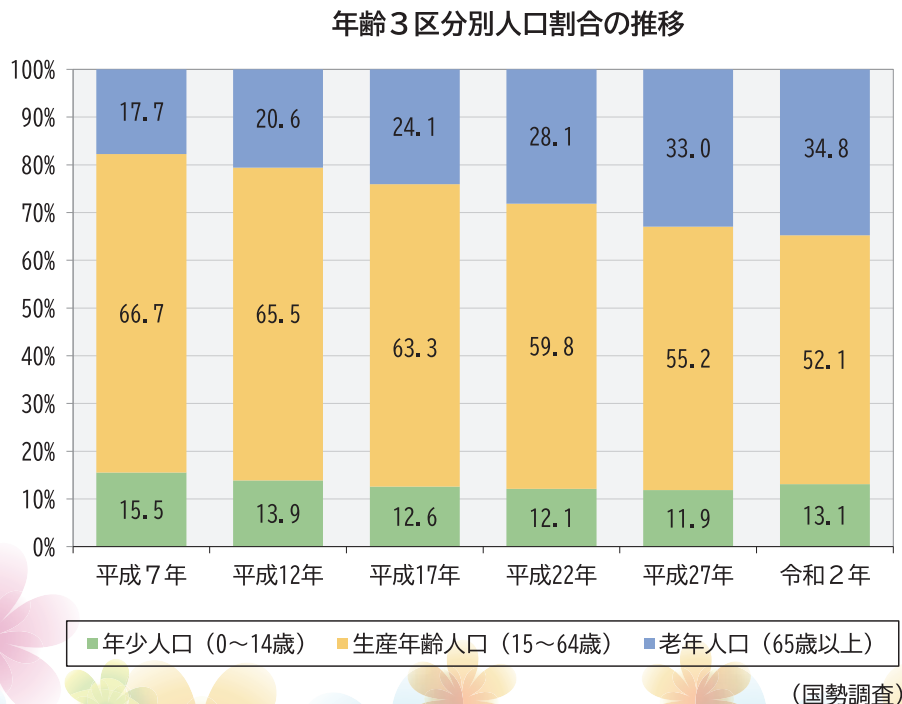
○1世帯当たりの人員は、平成7年の3.7人から、令和2年には2.8人にまで減少している。



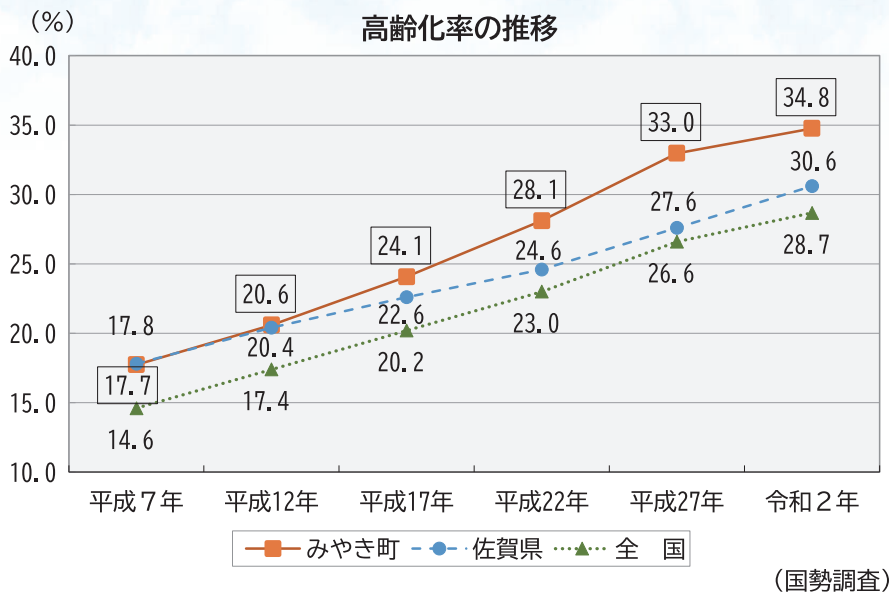
② 年齢構造

○年齢3区分別人口の割合は、年少人口割合と生産年齢人口割合は減少傾向、老年人口割合は増加傾向となっている。

○令和2年の年少人口割合は、やや増加している。

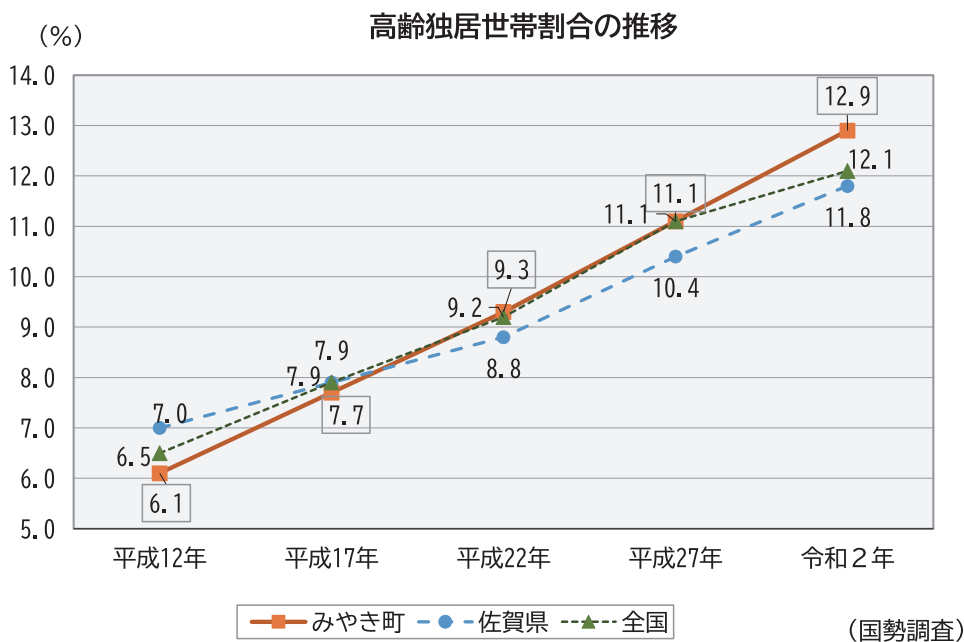


○高齢化率は、令和2年で34.8%となっており、国や県に比べて高い。



③ 高齢者の独居世帯

○一般世帯数に占める高齢独居世帯割合は、令和2年で12.9%と増加傾向にあり、国や県と比べて高い。



食育(マメ)知識

主食・主菜・副菜を 組み合わせた 食事ってどんな食事？

食事の際に、主食、主菜、副菜を組み合わせることを意識すると、栄養面だけでなく、見た目にもバランスの良い食事になります。

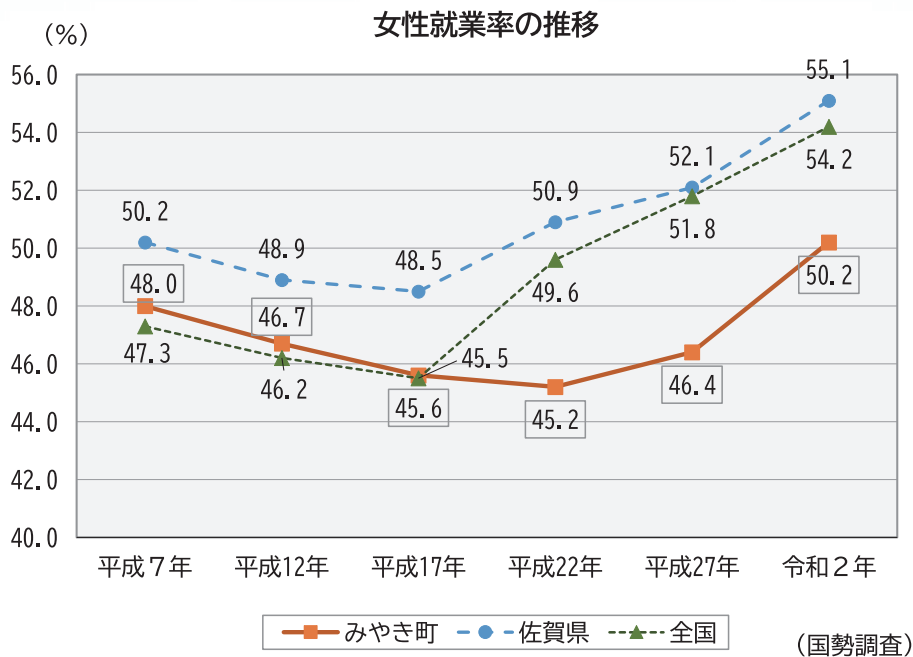


(出典：農林水産省「第4次食育推進基本計画」啓発リーフレット)

(2) 就業の状況

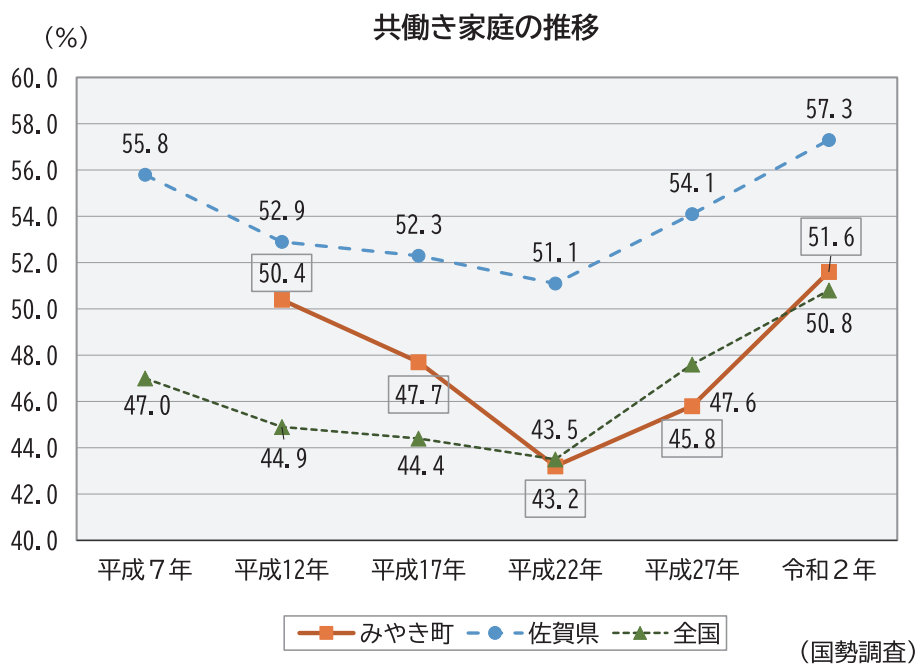
① 女性就業率

○女性就業率は、令和2年は50.2%となっており、平成27年からの5年間で3.8ポイントの増加となっているが、国や県に比べて低い。



② 共働き家庭の状況

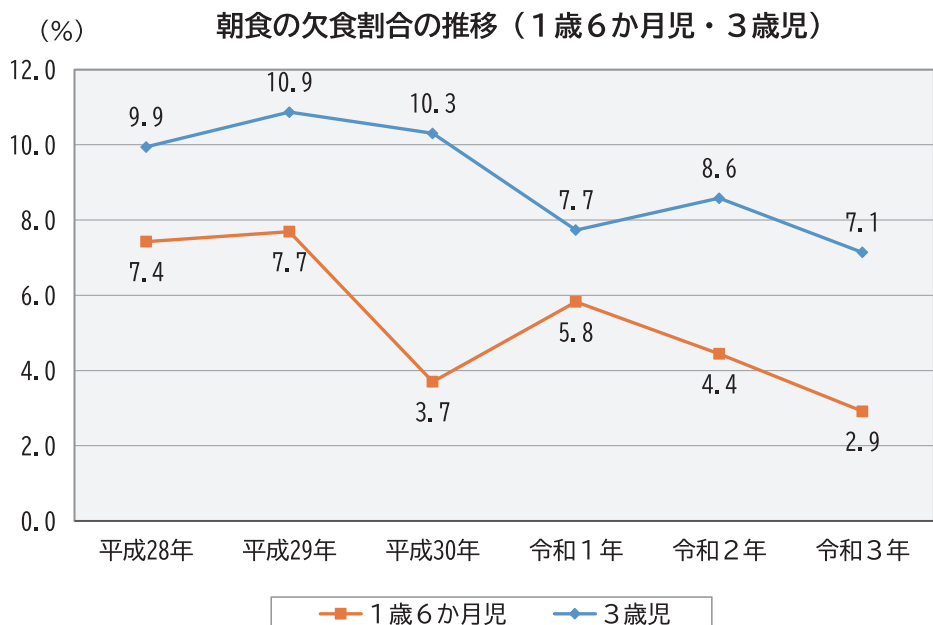
○女性就業率の増加に伴い、共働き家庭の割合も平成22年以降は増加傾向にあり、国を上回って令和2年は51.6%となっている。



(3) 子どもの食生活等の状況

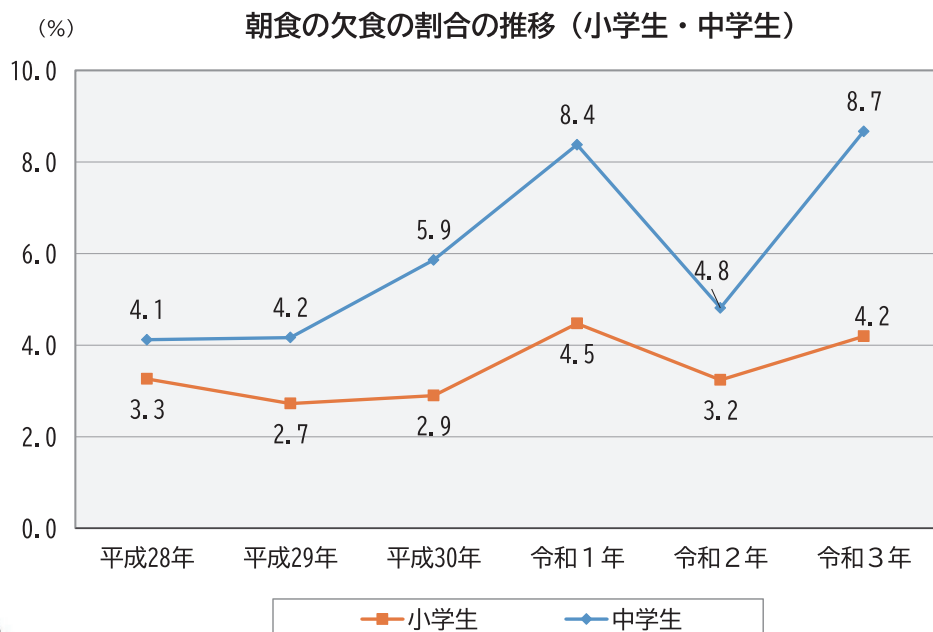
① 朝食の欠食状況

○子どもの朝食の欠食割合は減少傾向となっており、令和3年で1歳6か月児が2.9%、3歳児が7.1%で、平成28年からの5年間で1歳6か月児は4.5ポイント、3歳児は2.8ポイントの減少となっている。



(健診時の食育アンケート調査)

○小学生、中学生共に令和3年は増加し、小学生が4.2%、中学生が8.7%で、中学生は小学生に比べ欠食率が4.5ポイント高い

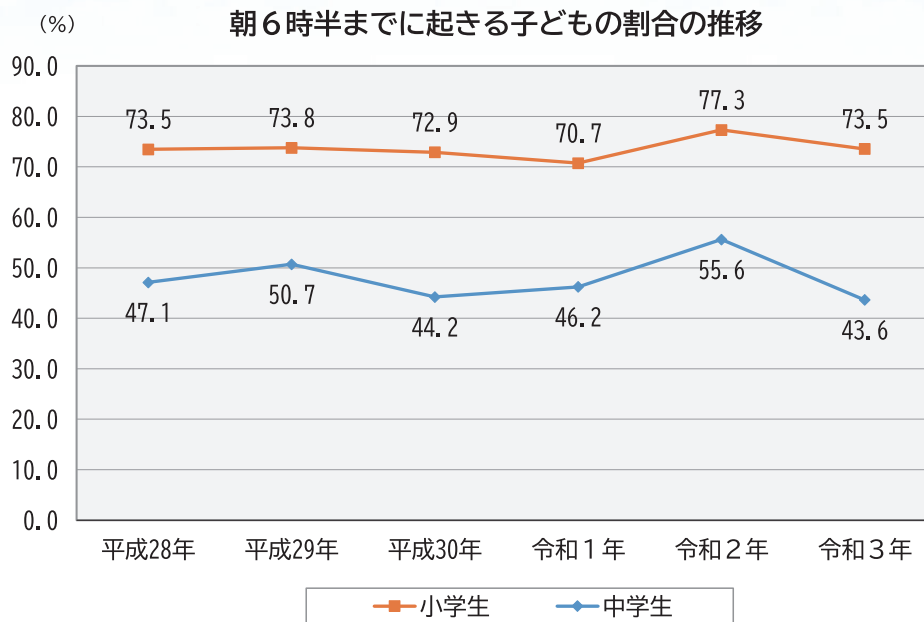


(小学生、中学生の食生活アンケート調査)



② 起床時間

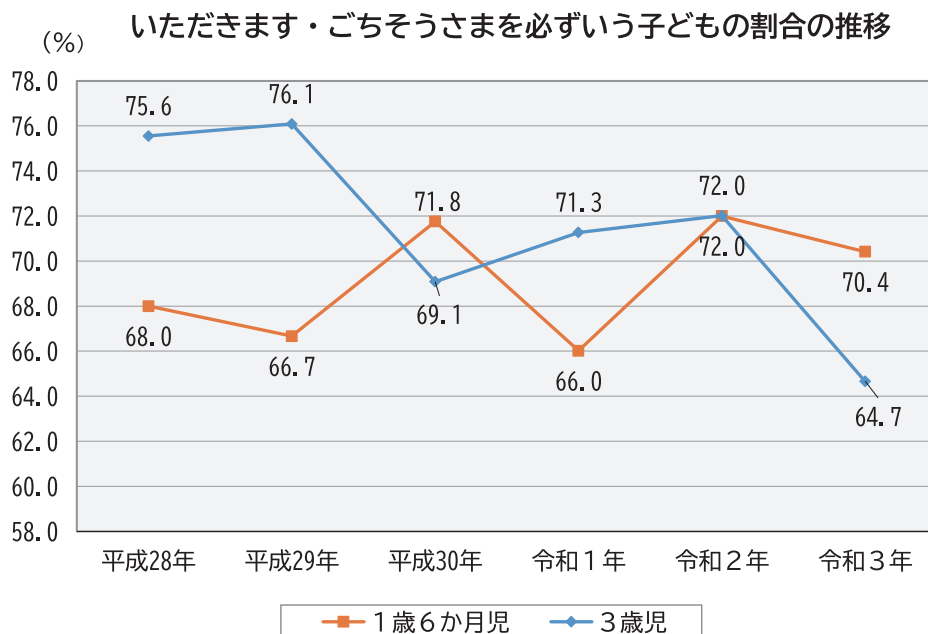
○朝6時半までに起きる子どもの割合は、令和3年に小学生、中学生共に減少し、小学生が73.5%、中学生が43.6%となっている。



(小学生、中学生の食生活アンケート調査)

③ 家庭における食事の状況

○令和3年の「いただきます・ごちそうさまを必ずいう子ども」の割合は、1歳6か月児で70.4%、3歳児で64.7%となって、令和2年より減少している。



(健診時の食育アンケート)

食育(マメ)知識

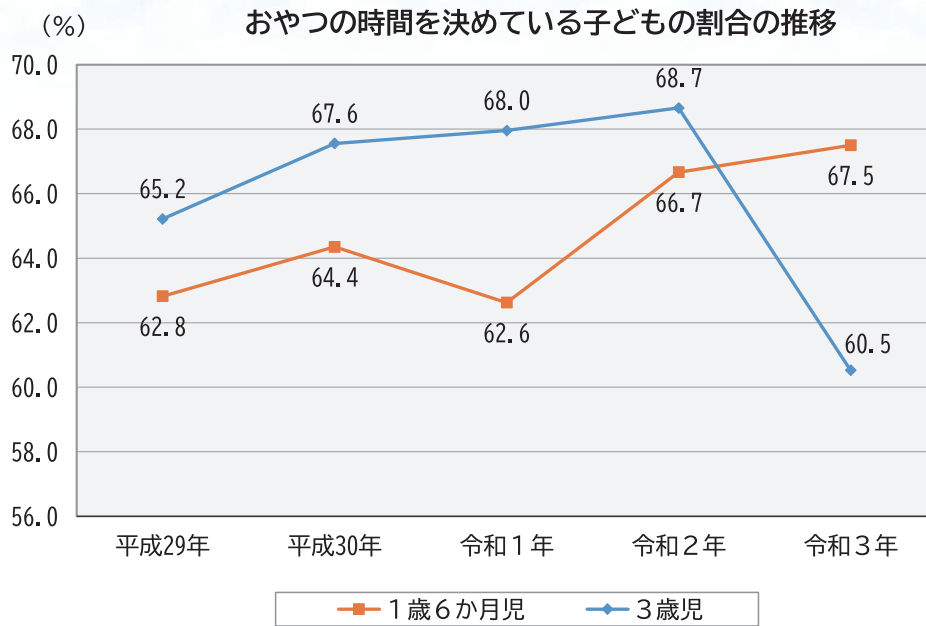
「早寝早起き朝ごはん」運動

平成18年に「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立され、子どもの基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を積極的に展開しています。



(出典:農林水産省「第4次食育推進基本計画」啓発リーフレット)

○令和3年のおやつを決めている子どもの割合は、1歳6か月児は増加傾向で67.5%、3歳児は令和3年に減少し60.5%となっている。

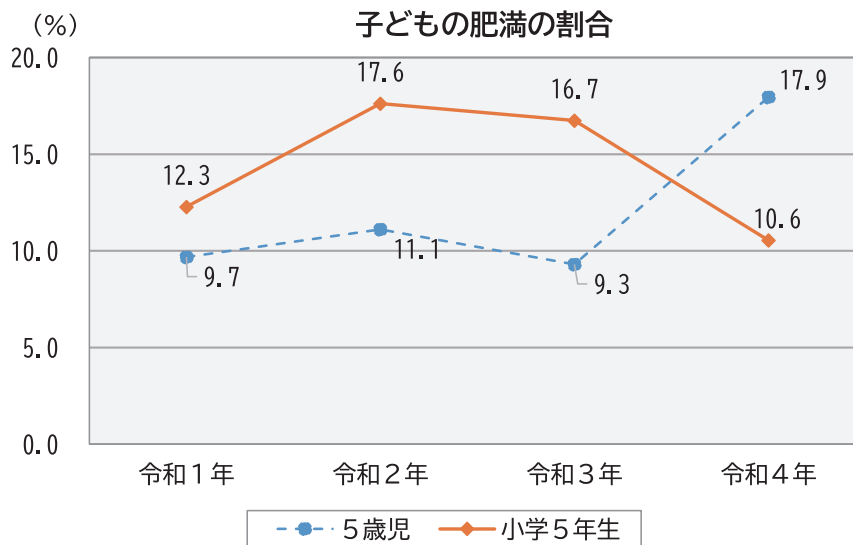


(健診時の食育アンケート)

④ 子どもの肥満の状況

○子どもの肥満の割合は、5歳児は10%前後で推移していたが、令和4年には17.9%と増加している。

○小学5年生は、令和2年の17.6%から減少しており、令和4年で10.6%となっている。

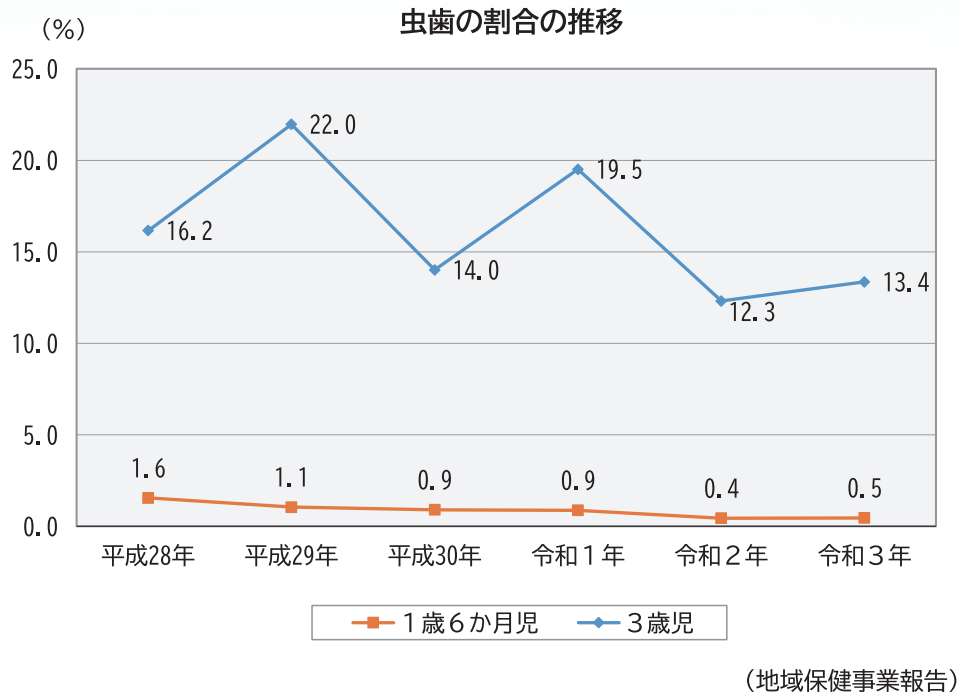


(風の子保育園、町立小学校調査)



⑤ 虫歯の状況

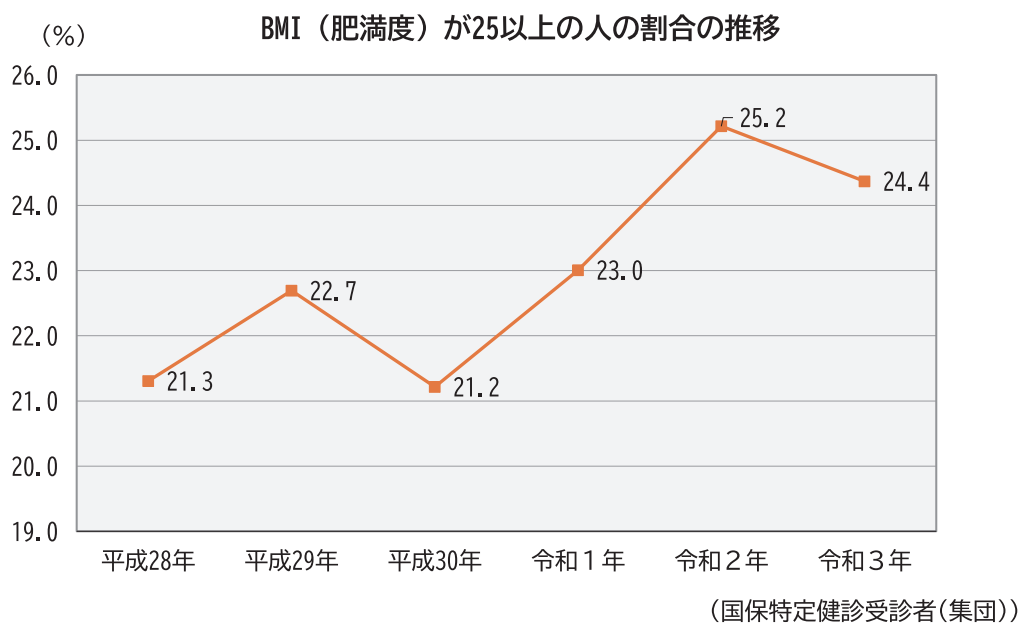
○子どもの虫歯の割合は、1歳6か月児は減少傾向になっており令和3年は0.5%、3歳児は増減を繰り返しながら令和3年は13.4%となっている。



(4) 健診等の状況

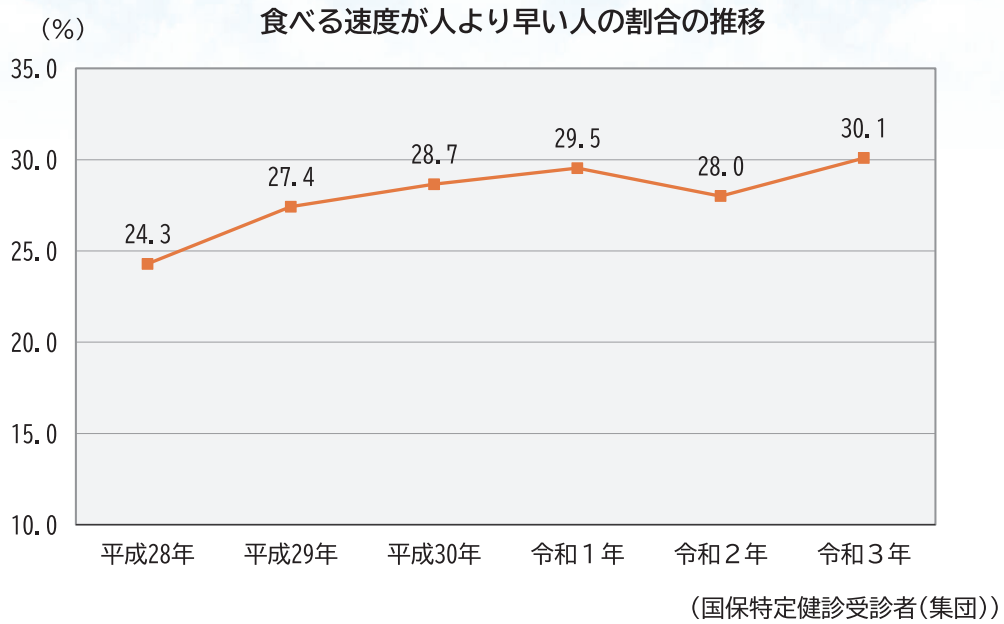
① 肥満の状況

○BMI^{*1}(肥満度)が25以上の人の割合は、平成30年より増加傾向にあったが、令和3年には減少し24.4%となっている。



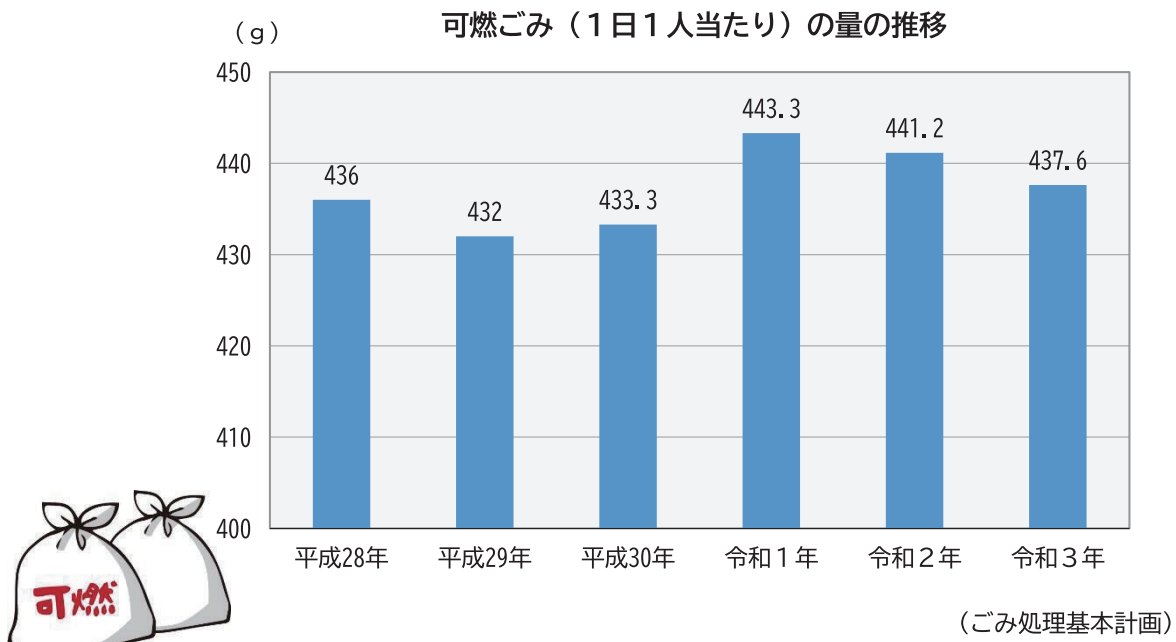
*1 BMI:「Body Mass Index」の略で、肥満度を表す指数。体重(キログラム)を身長(メートル)の二乗で割った値

○食べる速度が人より早い人の割合は、増加傾向となっており、令和3年には30.1%となっている。



(5) 可燃ごみの量

○可燃ごみの量は、令和1年以降は減少傾向で、令和3年には437.6gとなっている。



食育(マメ)知識

使いやすい&食品ロスが防げる！ 冷蔵庫整頓術

冷蔵庫の収納率は7割を目安にしましょう。「どこに」「何が」「どのくらいあるのか」を把握できていないと、食品ロスを生むことにつながります。定期的に冷蔵庫内をチェックして、整理しましょう。



(出典:農林水産省「第4次食育推進基本計画」啓発リーフレット)

2. これまでの取り組み

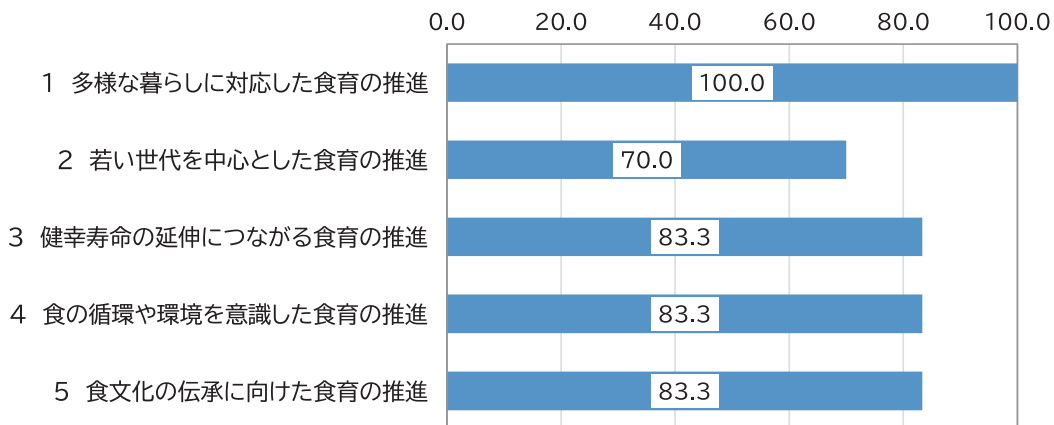
(1) 第2次みやき町食育推進基本計画の評価

第2次みやき町食育推進基本計画の「取り組みの基本方針」及び「生涯にわたるライフステージに応じた具体的な取り組み」の進捗状況を把握するため、担当課がそれぞれの取り組みの評価を行い、次の方法から得点化を行った結果が下記となります。

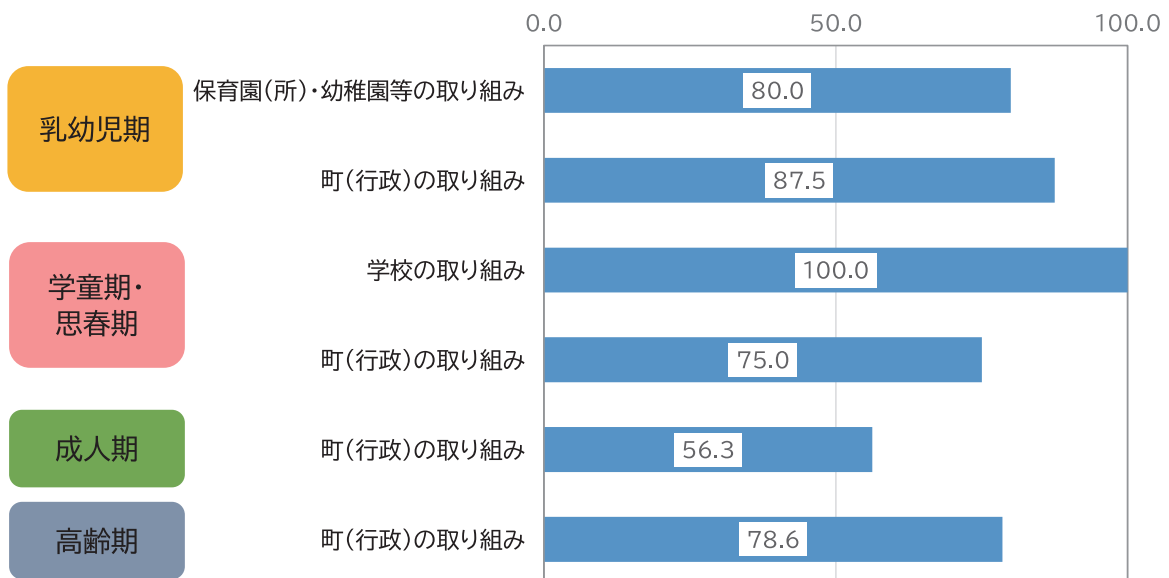
～ 取り組みの進捗評価 ～

A:計画どおりに実施【100点】 B:一部実施【50点】 C:実施していない【0点】

取り組みの基本方針の評価



- ・最も評価が高かったのは「1 多彩な暮らしに対応した食育の推進」となります。乳幼児健診や結果説明会において、一人ひとりに合わせた保健指導、栄養指導が計画的に実施されています。
- ・最も評価が低かったのは「2 若い世代を中心とした食育の推進」で、3食きちんと食べることをはじめとした保護者への指導など、家庭での更なる取り組みの推進が課題となっています。



- ・最も評価が高かったのは「学童期・思春期」における学校の取り組み」となります。安心安全な学校給食の提供や、規則正しい生活習慣を身に付けるための指導や家庭への啓発が推進されています。
- ・最も評価が低かったのは「成人期」における町(行政)の取り組み」で、働き世代に向けた食を通じた活動や情報提供の場が少ないこと、町の実施する講習会等への参加が少ないこと等が課題となっています。

(2) 主要指標の達成状況

主要指標の達成状況は、以下のとおりとなっています。

第2次みやき町食育推進基本計画で設定した23の主要指標のうち、目標値が達成した指標は5指標、基準値から改善した指標は6指標、現状値から悪化した指標は11指標、評価不可は1指標となっています。

評価不可の「農業体験している学校の割合：中学校」については、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、実施されなかったため、評価不可となっています。

指標の達成度評価

A：目標値達成 B：基準値から改善（目標値は未達成） C：変化なし
D：現状値より悪化 E：評価不可

第2次みやき町 食育推進基本計画 目標指標の達成状況

指標番号	項目	対象者	単位	平成28年 基準値	令和4年 目標値	方向性	令和3年 実績値	達成度	担当部署	
1	朝食を食べていない人の割合	1歳6か月児 3歳児	%	8.7	7.0	↓	5.1	A	健康増進課	
2		小学生	%	3.3	2.0	↓	4.2	D	学校教育課	
3		中学生	%	4.1	2.0	↓	8.7	D		
4		国保特定健診 受診者(集団)	%	6.0	5.0	↓	9.5	D	健康増進課	
5	夜9時までに寝る子どもの割合	1歳6か月児 3歳児	%	29.2	40.0	↑	30.4	B		
6	テレビを消して食事をする子どもの割合	1歳6か月児 3歳児	%	19.7	30.0	↑	38.3	A		
7	いただきます・ごちそうさまを必ず 言う子どもの割合	1歳6か月児 3歳児	%	71.8	80.0	↑	67.4	D		
8	おやつ時間を決めている子どもの 割合	1歳6か月児 3歳児	%	56.5	60.0	↑	63.8	A		
9	虫歯の割合	1歳6か月児	%	2.1	0.0	↓	0.5	B		
10		3歳児	%	16.2	10.0	↓	13.4	B		
11	低体重児出生数の割合 (2,500g以下)	新生児	%	10.7	8.0	↓	8.5	B		
12	妊婦の貧血の割合	妊婦	%	17.3	15.0	↓	17.2	B		
13	朝ご飯で野菜を食べている子どもの 割合	小学生 (親と子の料理教室)	%	37.0	50.0	↑	40.5 (RI実績値)	B		
14	朝6時30分までに起きる子どもの 割合	小学生	%	74.2	80.0	↑	73.5	D		学校教育課
15		中学生	%	47.2	60.0	↑	43.6	D		
16	農業体験している学校の割合	小学生	%	100.0	100.0	→	100	A		
17		中学生	%	66.0	100.0	↑	0	E		
18	LDLコレステロール値が 120mg/dl以上の人	国保特定健診 受診者(集団)	%	54.0	50.0	↓	46.6	A	健康増進課	
19	BMI(肥満度)が25以上の人の割合	国保特定健診 受診者(集団)	%	21.3	17.0	↓	24.4	D		
20	HbA1c5.6%以上の人の割合	国保特定健診 受診者(集団)	%	74.0	70.0	↓	79.2	D		
21	食べる速度が人より速い人の割合	国保特定健診 受診者(集団)	%	24.3	20.0	↓	30.1	D		
22	1回30分以上の運動を 週2回以上している人の割合	国保特定健診 受診者(集団)	%	47.4	60.0	↑	47.1	D		
23	可燃ごみの量(1日1人当たり)	町民	g	436.0	436.7	↓	437.6	D	環境福祉課	

3. みやき町食に関するアンケート調査結果

「第3次みやき町食育推進基本計画」の策定にあたり、町民の食育についての意識や、生活習慣を把握し、計画策定の基礎資料とするためにみやき町食に関するアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)を実施しました。

実施概要

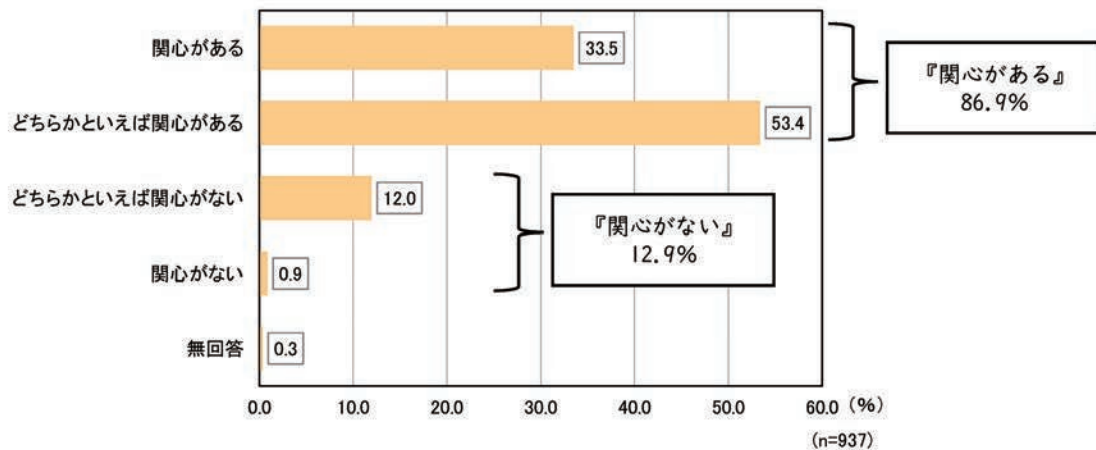
調査方法	【WEB】 ・町ホームページのトップページにバナーを掲載。 ・「広報みやき」9月号に二次元コードを掲載。 ・小、中学校の保護者へWEBでの回答を依頼。 【紙】 ・各課の窓口で配布。 ・特定健診受診者の結果説明会で配布。
調査時期	・令和4年9月22日(木)～令和4年10月31日(月)まで
回収数	937票 (WEB:820票、紙:117票) ※町外在住を含む総回収数は985票

調査結果

(1) 家庭・地域における食育の推進

① 食育への関心度(単回答)

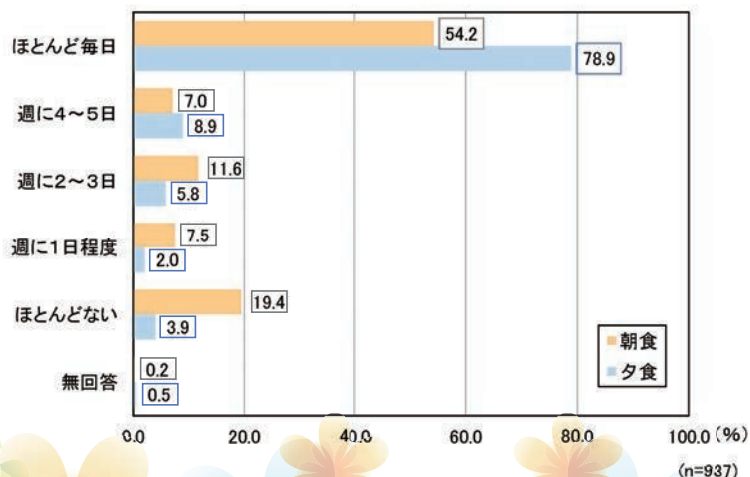
○「関心がある」と「どちらかといえば関心がある」を合わせた『関心がある』が8割以上となっている。



② 朝食または夕食を家族と一緒に食べる回数(単回答)

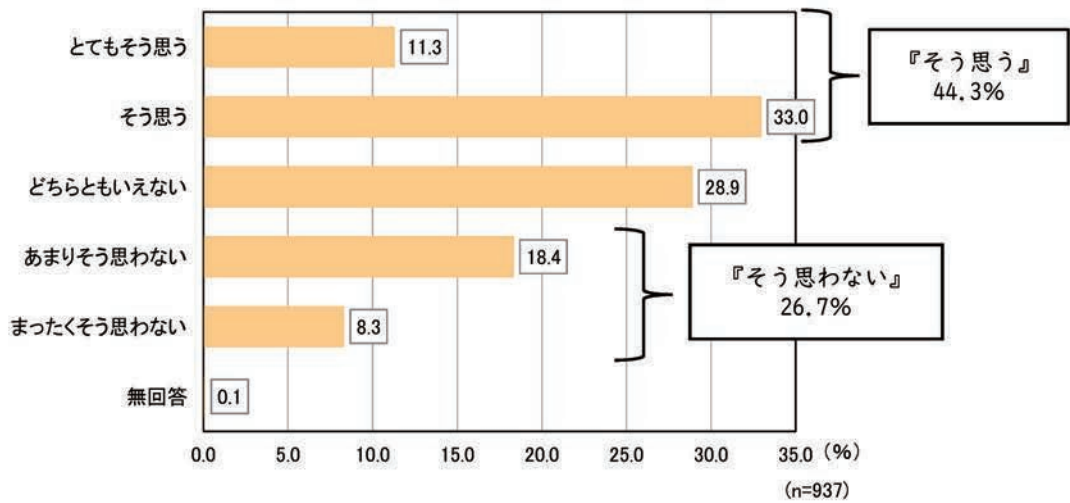
○朝食は、「ほとんど毎日」が過半数である一方、「ほとんどない」も約2割となっている。

○夕食は、「ほとんど毎日」が約8割となっており、朝食に比べて高くなっている。



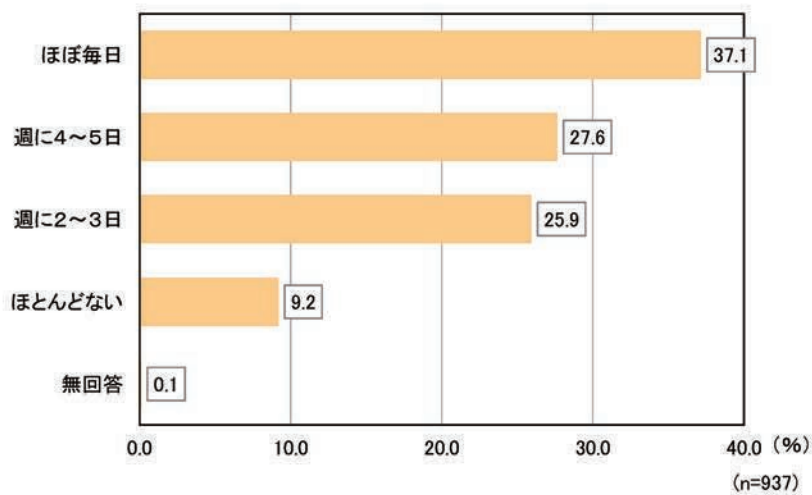
③ 地域や職場等での食事会等へ参加したいと思うか(単回答)

○「とてもそう思う」と「そう思う」を合わせた『そう思う』が44.3%、「あまりそう思わない」「まったくそう思わない」を合わせた『そう思わない』が26.7%となっている。



④ 1日2回以上、主食・主菜・副菜をそろえて食べる週当たりの日数(単回答)

○「ほぼ毎日」が37.1%で最も高く、「ほとんどない」は9.2%となっている。



みやきの郷土料理

みやきのぶつつ焼き

◆材 料◆ (6人分)

- ・小麦粉：100g ・水(粉の2割増し)：120ml ・ジャム：適量
- ・ごまみそたれ(味噌：大さじ1・ごま：大さじ1
砂糖：大さじ1・みりん：大さじ2)

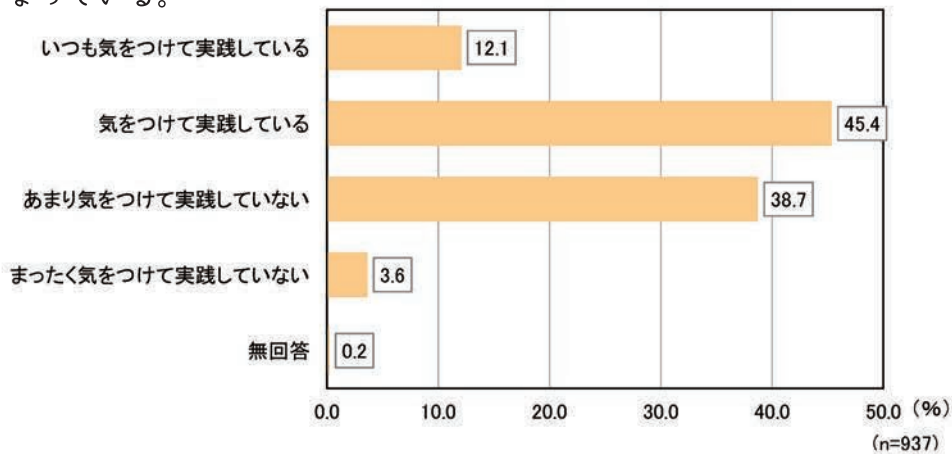
◆作り方◆

- ①小麦粉と分量の水を加え、よく混ぜ合わせる。
- ②ホットプレート(200℃)に30gの生地を10cmぐらいに広げ、両面をよく焼く。
- ③ジャム又はごまみそをはさむ。(ごまみそたれは合わせて火にかける)



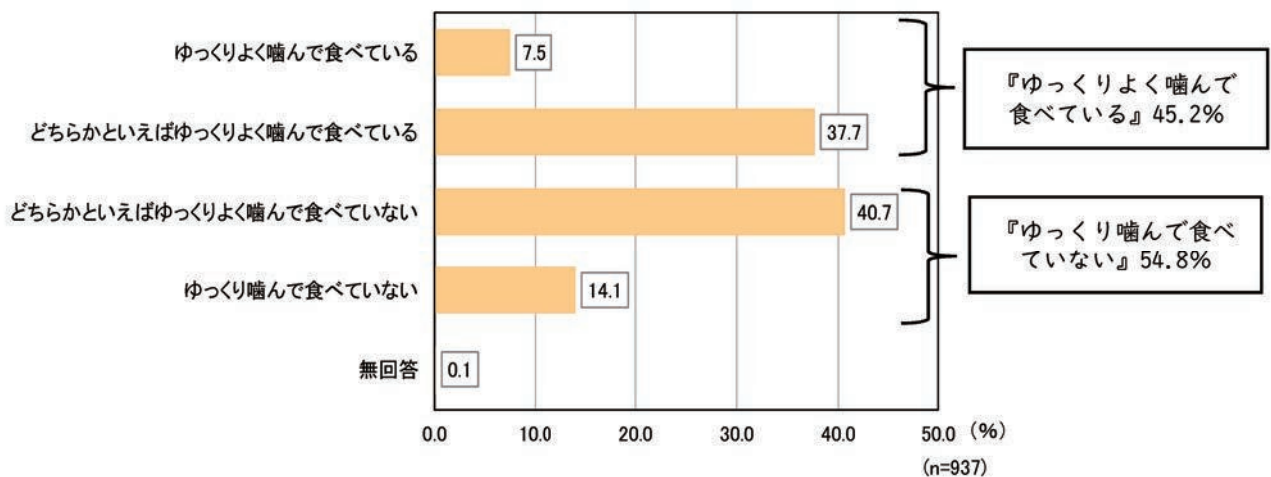
⑤ 適正体重の維持や減塩等に気を付けた食生活を実践しているか(単回答)

○「気をつけて実践している」が45.4%で最も高い一方、「あまり気をつけて実践していない」も38.7%となっている。



⑥ ゆっくりよく噛んで食べているか(単回答)

○「ゆっくりよく噛んで食べている」と「どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」を合わせた『ゆっくりよく噛んで食べている』が45.2%、「ゆっくりよく噛んで食べていない」と「どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べていない」を合わせた『ゆっくり噛んで食べていない』が54.8%となっている。



食改さんのおすすめレシピ

ピーマンのじゃこ炒め

◆材 料◆

- ・ピーマン：大4個（200g） 油：大さじ1/2
- ・ちりめんじゃこ：大さじ2
- ・A（しょうゆ：大さじ1 みりん：大さじ1） ・かつお節：1袋

◆作り方◆

- ①ピーマンは横にせん切りにする。
- ②①を油でしんなりするまで炒める。
- ③熱湯をかけて塩抜きしたちりめんじゃこと調味料Aを加えて炒め、かつお節をかける。

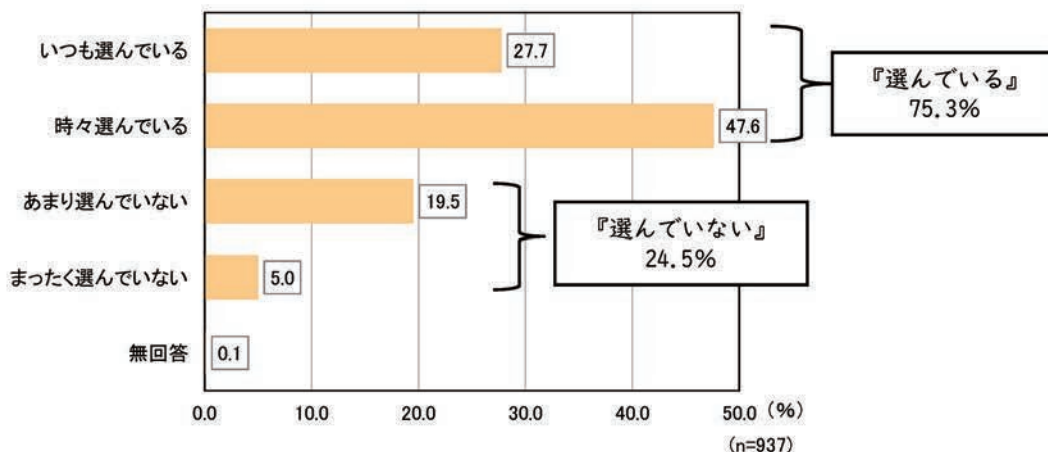


『食改さん』とは、食生活改善推進員のことで“私達の健康は私達の手で”をスローガンに活動する地域における食育推進の担い手です。

(2) 食を支える環境の持続

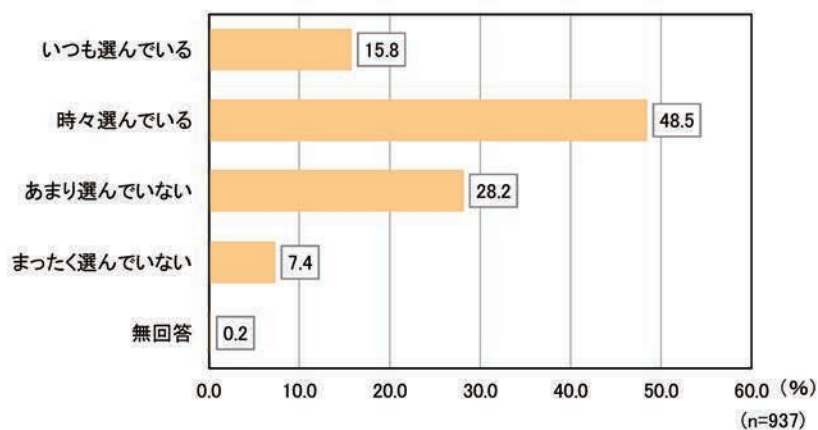
① 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選んでいるか(単回答)

○「いつも選んでいる」と「時々選んでいる」を合わせた『選んでいる』が75.3%となっている。



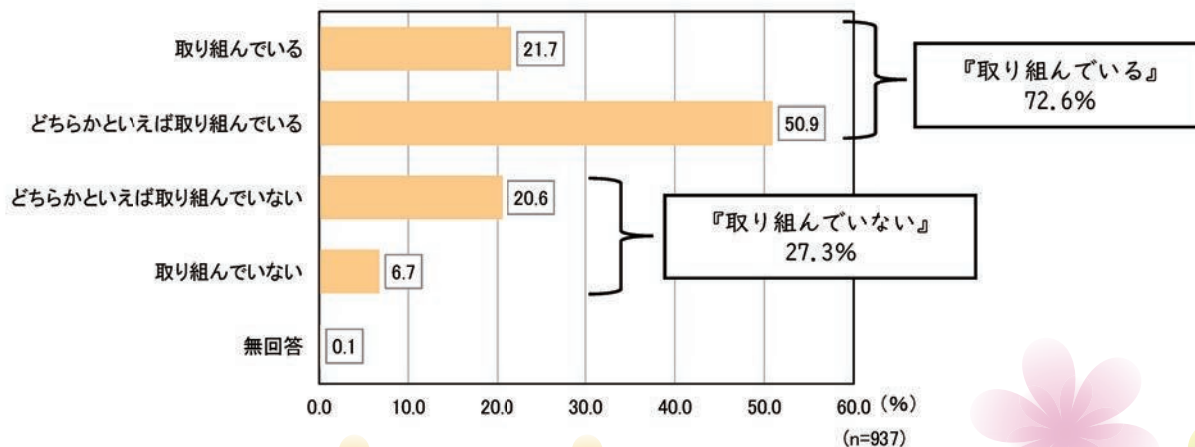
② 環境に配慮した農林水産物・食品を選んでいるか(単回答)

○「時々選んでいる」が48.5%で最も高く、次いで「あまり選んでいない」が28.2%となっている。



③ 食品ロスの削減(てまえどり等)のために意識して取り組みを行っているか(単回答)

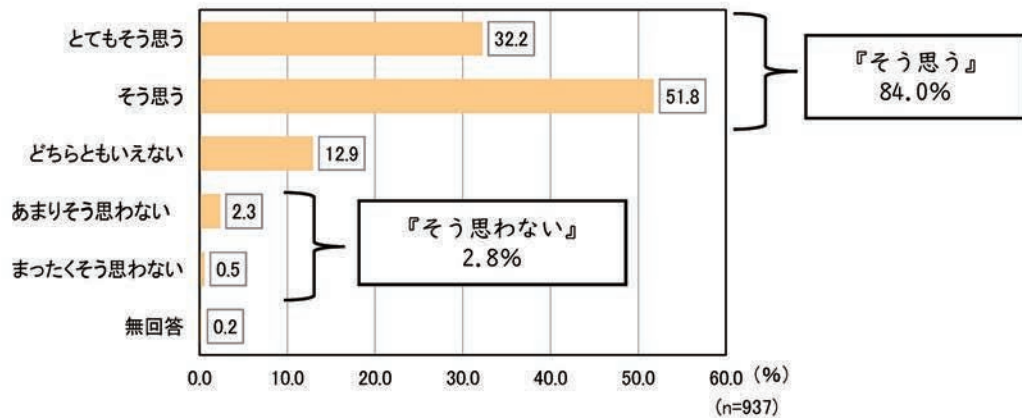
○「取り組んでいる」と「どちらかといえば取り組んでいる」を合わせた『取り組んでいる』が72.6%となっている。



(3) 食文化の継承

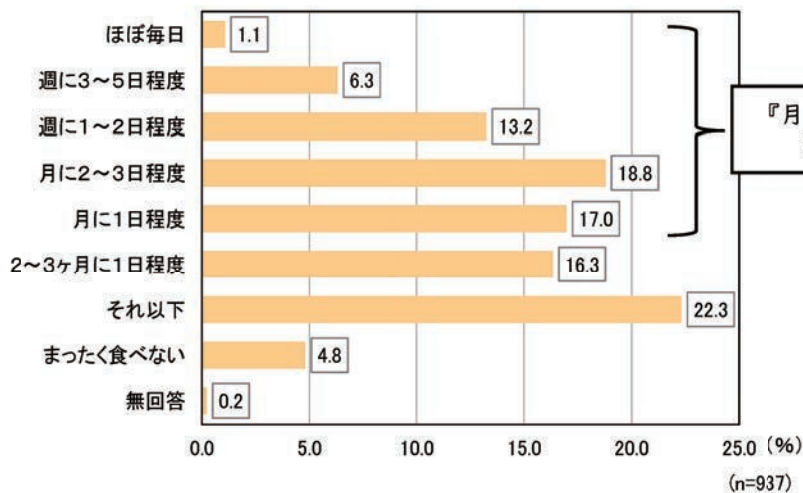
① 郷土料理や伝統料理等の食べ方・作法を受け継ぐことは大切だと思うか(単回答)

○「とてもそう思う」と「そう思う」を合わせた『そう思う』が84.0%となっている。



② 郷土料理や伝統料理を食べる頻度(単回答)

○「それ以下」が22.3%で最も高く、次いで「月に2～3日程度」が18.8%、「月に1日程度」が17.0%となっており、月1回以上は56.4%となっている。



食改さんのおすすめレシピ (減塩レシピ)

しらすと枝豆の炊き込みご飯

◆材 料◆ (4人分)

- ・米：200g
- ・しらす干し：20g
- ・枝豆 (冷凍)：約 160g (正味 80g)
- ・酒：大さじ 2 (30g)

◆作り方◆

- ①米はといて、水・酒に浸しておく。枝豆は、沸騰したお湯で茹でて、さやから実を取り出す。
しらす干しは、湯通しする。
- ②①の米に、しらすを入れて炊く。炊き上がったら枝豆を混ぜる。

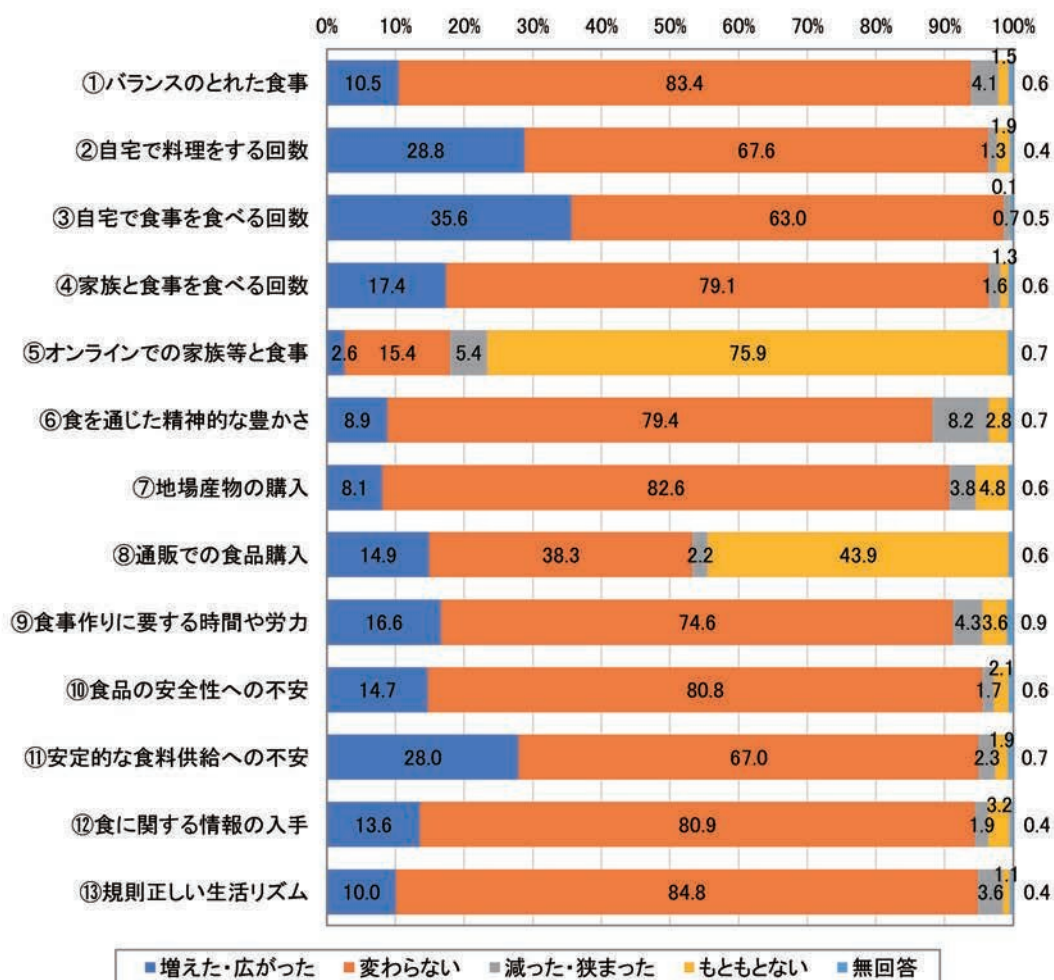


(4) 社会的なトレンド

① 新型コロナウイルス感染症拡大前との変化(単回答)

○「増えた・広がった」は、「③自宅で食事を食べる回数」が35.6%で最も高く、次いで「②自宅で料理をする回数」が28.8%、「⑪安定的な食料供給への不安」が28.0%となっている。

○「減った・狭まった」は、「⑥食を通じた精神的な豊かさ」が8.2%で最も高く、次いで「⑦食事作りに要する時間や労力」が4.3%、「①バランスのとれた食事」が4.1%となっている



4. みやき町の食育推進の課題

アンケート調査、第2次みやき町食育推進基本計画の成果や本町の食育・健康についての現状から解決すべき課題を以下の3つの論点に整理しました。

【論点1】ライフステージに応じた町民への働きかけ

- 食や健康に関する課題はライフステージにより異なります。食育を推進するためには、町民一人ひとりが自ら実践を心がけることが必要であり、そのためには、それぞれの年代や多様なライフスタイル、経済状況や食育への関心度に合った取り組みの推進が求められます。

子ども

- 未来を担う子どもへの食育は、健全な心身と豊かな人間性を育む基礎となるものです。本町においても共働き世帯が過半数、核家族世帯も増加するなど社会環境が変化している中で、目標指標の『朝食を食べていない人の割合』は、乳幼児以外は悪化しています。中学生の欠食率の増加は、部活動や塾などで夕食時間が遅くなり、それにつれて就寝時間も遅くなる夜型の生活による影響が考えられます。
- 『いただきます、ごちそうさまを必ず言う子どもの割合』『起床時間』の目標が未達成になったことについてもコロナ禍による自粛生活等も影響し、生活リズムの乱れにつながったと考えられます。食事の際のあいさつは、食べ物に感謝する気持ちを育むことにつながるため、家庭におけるあいさつの意識の向上を図る必要があります。
- 子どもの肥満は、コロナ禍により、自宅等で過ごす時間が長くなったことによる間食の増加などの食生活の乱れや運動不足の影響が考えられます。また、おやつや量の量や時間によっては、食事による必要な栄養素が摂れなくなったり、肥満や虫歯の原因になることが考えられるため、子どもの食習慣等についても保護者に伝えていくことが重要です。
- このような課題の解決に向けては、子どもの健やかな成長や発達に合わせた切れ目のない食育の推進のため、家庭や地域、保育園(所)、幼稚園等、学校、関係機関の連携による取り組みが必要です。

成人・高齢者

- アンケート調査からは、「1日2回以上、主食・主菜・副菜をそろえて食べる週当たりの日数」が全体的に低い状況がみられます。また、第2次みやき町食育推進基本計画の取り組みの進捗評価も、「若い世代を中心とした食育の推進」の進捗評価が低くなっています。自立して健全な食生活を送ることができるよう、この年代にあわせた支援を行うことが必要です。
- 目標指標の『BMI(肥満度)が25以上の人の割合』や『HbA1c*25.6%以上の人の割合』『食べる速度が人より早い人の割合』『1回30分以上の運動を週2回以上している人の割合』などが未達成となったのは、コロナ禍による外出自粛による運動量の減少、生活リズムの乱れによる影響も考えられます。健康寿命*3の延伸に向けて、特に働き盛りの方への循環器疾患や糖尿病などの生活習慣病等の発症予防・重症化予防の取り組みが必要です。
- 高齢者に関しては、生活の質の向上が図れるよう、多世代との交流も含めた地域における共食など、地域ぐるみの取り組みも重要です。

*2 HbA1c:(ヘモグロビン・エーワンシー)値とは、赤血球中のヘモグロビンという色素のうちどれくらいの割合が糖と結合しているかを示す検査値のこと

*3 健康寿命:健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと

【論点2】持続可能な食の環境の実現と安全性の確保

- アンケート調査からは、「産地や生産者を意識した食品や環境に配慮した食品を選択している」割合は高いものの、今後も農業の役割を理解するとともに、環境に配慮した食品を選ぶことにより、農業を支え、さらには持続可能な食の環境につなげることが必要です。
- 目標指標の『可燃ごみの量』は、平成28年基準値よりやや増加しており、コロナ禍で、自宅で料理をする回数や自宅で食事を食べる回数が増えていることの影響が考えられますが、ごみの量の削減のためには、生ごみの水切りやリサイクルを推進することが必要です。
- 持続可能な社会の実現のためにも、できるだけ多くの町民が現在と未来のための食の環境を育て、食を守り、生活のあらゆる場面において食に接する機会や意識を向上させ、食品ロス削減などに取り組むことが重要です。
- アンケート調査からは、「郷土料理や伝統料理等を受け次ぐことを大切だと思う」割合は、8割以上と高くなっています。保育園(所)、幼稚園等や学校の給食では、毎月の献立に行事食や郷土料理を取り入れ、子どもたちに郷土料理や伝統料理の紹介を行っています。しかし、実際に郷土料理や伝統料理を食べる割合は、2～3か月に1回以下が最も多くなっています。今後も地域の食文化を次世代に継承するためにも、子どもに対しては家庭や給食における取り組み、関係機関との連携による食に関する活動を推進し、守るべき文化として、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、食べ方や作法を伝えていくことが重要です。
- 食中毒の発生や不適正な食品表示など、私たちの食の安全・安心を脅かす健康被害事例の発生や食の安全に関する情報の氾濫がみられます。健全な食生活の実現にあたっては、食品の安全性について基礎的な知識を習得するとともに、その知識を踏まえて食品を選択、調理するなど健康リスクを減らす適切な行動に繋げることが重要です。

【論点3】新たな日常に対応した食育の推進

- コロナ禍において、アンケート結果からは、「自宅で食事を食べる機会」や「自宅で料理をする機会」は増えていますが、「食を通じた精神的な豊かさ」や「食事作りに要する時間や労力」は減少しています。
- 家族と過ごす時間が増える一方で、地域や学校等においては、これまでと同様の取り組みが難しい状況にあり、求められる「新たな日常」に合わせた食育を推進していく必要もあります。

食育 知識

8020運動とは？

厚生労働省では、1989(平成元)年から80歳になっても自分の歯を20本以上保つことにより、健やかで楽しい食生活を過ごそうという「8020(ハチマル・ニイマル)運動」を推進しています。



(出典：農林水産省「第4次食育推進基本計画」啓発リーフレット)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「食べること」は日々の生活に欠かせないことです。心も体も「食」の上に成り立っています。各ライフステージに応じた切れ目のない食育の推進が引き続き重要であることから、第2次みやき町食育推進基本計画の考え方を継承し、「生涯食育」を基本理念に設定します。



『生涯食育 ～伝えよう食べる喜び大切さ～』

- 人間生活に最も身近な「食」を通して、命の尊さを実感し、自分自身と家族の心身の健康を維持する方法を身に付ける。
- 様々な経験を通じて、「何をどう食べればよいのか」食を選択する力を付けることで、生きる力につなげる。
- 地域の歴史や特性を見つめ直し、地域で育まれた食や農、自然環境等を生かし豊かな食文化を継承し育てる。

2. 重点目標

重点目標1 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

子どもから大人までのすべての町民が、生涯にわたっていきいきと健やかで幸せに暮らすため、平成27年9月に「健康長寿のまち」を宣言しました。「人生100年時代」に向けて、各ライフステージに応じた食育の施策を展開することにより、町民一人ひとりが自らの食のあり方について考え、「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を身に付け、生涯を通じて健やかな生活を送ることができるよう支援していきます。

重点目標2 持続可能な食を支える食育の推進

健全な食生活を送るためには、その基盤として持続可能な環境が不可欠です。地元で生産された生産物を地元で消費する「地産地消」や、食の安全や食品ロス削減など社会的課題についても食育を通じて取り組むことでSDGsの達成に貢献していきます。

重点目標3 食文化の継承と食をととした地域づくり

グローバル化、流通技術の進歩、生活様式の多様化等により、失われつつある地域の伝統的な食文化を、改めて地域に普及し、次世代に継承するための食育を推進していきます。

また、食を通して地域の人とコミュニケーションを築き、地域の活性化を図ります。

重点目標4 多様な団体との連携・協働による食育の推進

食育を地域に展開していくためには、食育に関する正しい情報の提供や知識の普及、そして各種団体の活動及び連携を推進していくことが重要となります。

様々な分野の関係者が連携を密にして、問題意識を共有しながら、各々の特性を活かした食育の推進を図ります。

私たちが育む食と未来



(出典：農林水産省「第4次食育推進基本計画」食育の環と3つの重点事項)

3. 第3次みやき町食育推進基本計画の目標指標一覧

第3次みやき町食育推進基本計画においては、第2次みやき町食育推進基本計画の指標達成状況、国や佐賀県の動向を踏まえ、令和9年度までに達成を目指す具体的な数値をあげ、施策を展開するとともに、成果や達成状況を客観的な指標により把握できるようにします。

第3次みやき町 食育推進基本計画 目標指標

指標番号	項目	対象者	単位	令和3年基準値	令和9年目標値	方向性	担当部署
1	朝6時30分までに起きる子どもの割合	小学生	%	73.5	80.0	↑	学校教育課
2		中学生	%	43.6	60.0	↑	
3	朝食を食べていない人の割合	1歳6か月児	%	2.9	0.0	↓	健康増進課
4		3歳児	%	7.1	3.0	↓	
5		小学生	%	4.2	2.0	↓	学校教育課
6		中学生	%	8.7	2.0	↓	
7		国保特定健診受診者(集団)	%	9.5	5.0	↓	
8		1日2回以上、主食・主菜・副菜をそろえた食事をほぼ毎日食べている人の割合	町民	%	37.1 (R4基準値)	50.0	↑
9	ゆっくりよく噛んで食べる人の割合	町民	%	45.2 (R4基準値)	55.0	↑	健康増進課
10	おやつ時間を決めている子どもの割合	1歳6か月児	%	67.5	80.0	↑	健康増進課
11		3歳児	%	60.5		↑	
12	子どもの肥満の割合	5歳児	%	17.9 (R4基準値)	10.0	↓	風の子保育園
13		小学5年生	%	10.6 (R4基準値)	6.0	↓	学校教育課
14	BMI(肥満度)が25以上の人の割合	国保特定健診受診者(集団)	%	24.4	17.0	↓	健康増進課
15	虫歯の割合	1歳6か月児	%	0.5	0.0	↓	健康増進課
16		3歳児	%	13.4	10.0	↓	
17	いただきます・ごちそうさまを必ず言う子どもの割合	1歳6か月児	%	70.4	80.0	↑	健康増進課
18		3歳児	%	64.7		↑	
19	可燃ごみの量(1日1人当たり)	町民	g	437.6	420.0	↓	環境福祉課

第4章 基本施策・事業の展開

重点目標Ⅰ 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進



Ⅰ. 次代を担う子どもたちへの食育

子どもの健やかな成長の支援と生涯にわたる健康づくりの基盤のためには、食べることの楽しさや3食きちんと食べることの必要性等、食への関心を高めていくことが重要です。また、乳幼児の食習慣は家族の食習慣に影響されることが多く、保護者に対し食に関する知識の支援に取り組みます。

具体的な取り組み

- 妊娠期から子育て期までの各ライフステージに応じて栄養指導を実施します。
- 朝食をとることや、早寝早起きを実践することは、基本的な食習慣の形成につながるという重要性を意識し、「早寝・早起き・朝ごはん」の取り組みを推進していきます。
- 子どもの健やかな成長の支援のために、食べることの楽しさや3食きちんと食べることの必要性等、食への関心を高めていくことに取り組みます。
- 乳幼児期の食習慣は、家族の食習慣に影響されることが多いこと、また、おやつの量や時間が虫歯や肥満に影響することなどについて、保護者に対し食に関する知識の支援に取り組みます。
- 家庭、保育園(所)、幼稚園等、学校の各段階において、切れ目なく生涯を通じた健康を支えていくことが重要であるため、保育園(所)、幼稚園等、学校、各機関と連携し食に関する支援を実施します。
- 経済的に生活が困難な世帯においても、必要に応じて食に関する助言をします。
- 野菜づくり等の農業体験を実施し、農業体験を通して命の大切さを学ぶ機会を提供します。



【小学生の農業体験(田植えと稲刈り)】



2. 健康寿命の延伸(生活習慣病の発症予防及び重症化予防)

高齢化率の増加や高齢者の独居世帯が増加している中で、健康で長生きするためには、栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが重要になります。また、循環器疾患や糖尿病などの生活習慣病の多くは、不適切な食生活に起因しており、自分の健康状態に合った食生活を送ることができるよう支援するとともに、食と健康に対する意識を高め、健診等を通じて健康な生活を送ることができるよう支援します。

具体的な取り組み

- 生活習慣病予防・重症化予防のため、自分に合った食を選択する力を身に付けられるよう知識の普及啓発や特定健診受診者の方への結果説明会や訪問等での保健指導を行います。
- 食を通じた地区での講習会や料理講習会を実施し、栄養バランスのとれた献立やレシピの紹介を行います。
- 高齢者にとって生活習慣病はもとより、フレイル等の予防のためにも日々の食生活は大切な位置を占めており、今後も食に関する情報提供を行います。



【食生活改善推進協議会の活動】

3. 楽しい食事を支える歯と口腔の健康の推進

歯と口腔の健康は、食事をする機能とその喜びや会話の楽しさを保つ上で重要であり、歯と口腔の健康なしには到底よい食生活を営むことはできず、「食」と「歯と口腔の健康づくり」は非常に密接な関係にあります。

そのため、各ライフステージにおいた歯科保健事業を実施し、口腔の健康を守ることで食べる機能を保持し、生涯を通じて安全で快適な食生活が送れるよう支援します。

具体的な取り組み

- 乳幼児期から、虫歯や歯周疾患を予防し、健康な歯と口腔を維持するために、1歳6か月健診、3歳児健診での歯科健診・歯科指導及びフッ化物塗布、また、保育園(所)、幼稚園等での歯磨き指導、フッ化物洗口(週1回法)等を引き続き実施します。
- 幼児期から歯磨きなどの歯の健康を保つ習慣づくりや、よく噛んで食べる習慣づくりの取り組みを推進します。
- かかりつけ歯科医をもってもらうことや、歯と口腔の健康に関心を持ち、生涯を通じた歯と口腔の健康維持向上につなげるため、歯周疾患健診への受診勧奨等を実施します。
- 高齢者に対して、自立支援ケア会議等で栄養に対する助言を行います。

重点目標 2 持続可能な食を支える食育の推進



1. 食に対する安全・安心の確保

健康と健全な食生活の実現のためには食品の安全性について正しい知識を持つとともに、その知識を踏まえて自ら判断し適切な食品を選択、調理することが重要です。そのため、食品の品質や安全性に対する知識と理解を深められるよう、情報提供するとともに、教育の機会を充実させるなど、自らの食を自らの判断で正しく選択することができるようにする取り組みを進めます。

具体的な取り組み

- 食生活改善推進協議会での調理実習や地区伝達料理講習会において食中毒や手洗いについて周知します。
- ホームページやLINE等での食中毒等のお知らせを発信します。
- 保育園(所)、幼稚園等や学校における手洗い指導や食の安全性に関する情報を提供します。



【風の子保育園の手洗い】

◆食中毒予防のポイント◆ —原則 食中毒菌を「つけない、増やさない、やっつける」—

<p>①買いもの</p> <p>日用品などを先に買い、その後に食品を買いましょう。特に生鮮食品や冷蔵・冷凍の必要なものは食品の中でも最後に買いましょう。</p> 	<p>②買ってきた食品の保存</p> <p>買いものから帰ったら、表示を確認して、冷蔵や冷凍の必要な食品は、すぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。</p> 	<p>③調理前</p> <p>食材や食器にさわる前はもちろん、生の肉・魚介類・卵にさわったり、料理の途中でトイレ、ゴミ箱にふれる、おむつ交換、ベットにふれた後には忘れずに手を洗いましょう。</p> 
<p>④調理中</p> <p>包丁やまな板は、肉・魚介類用、野菜用と別々にそろえて、使い分けるとより安全です。加熱する食品は中心まで十分に加熱しましょう。</p> 	<p>⑤食事中、食後</p> <p>作った料理は、長時間、室温で放置しないようにしましょう。調理後すぐに食べないなら、室温で放置せず、冷蔵庫に入れましょう。</p> 	<p>⑥後片付け</p> <p>食後の食器や調理器具は、放っておかず、できるだけ早く洗いましょう。タオルやふきんは、清潔な乾燥したものを使いましょう。</p> 

(出典:農林水産省「第4次食育推進基本計画」啓発リーフレット)

2. 地元産農産物の利用及び提供の拡大

農業体験の推進、生産者等や消費者との交流促進、地産地消の推進等、産地や生産者を意識し、地域で生産された生産者の顔がみえる新鮮で安全な農林水産物を日々の食生活に取り入れ、食の循環を担う多様な主体のつながりを広げ深める食育を推進します。

具体的な取り組み

- 輸送コストの低減や米・麦・大豆に代わる新たな産地化による農業経営の改善に向けて、関係各所との調整を図り、まずは生産者が元気な町にする取り組みを進めます。
- 食べ物をより大切に消費していく意識の高揚とともに食べ物に感謝する心の育成を図ります。
- 保育園(所)、幼稚園等、学校での給食における地場産物の活用を推進します。

3. 環境に配慮した食生活の推進

食品ロス削減は持続可能な資源利用の推進に向けて取り組まなければならない課題であり、消費者、事業者、行政などあらゆる主体が食品ロス削減に対する意識を高め、食品ロスが発生することによる影響や、食品ロス削減の具体的な取り組み例などの周知や理解を図ります。

具体的な取り組み

- 未来を担う子どもたちにみやき町の美しい自然と環境を残すため、より一層リサイクルを推進します。
- 必要な量を買ひ、必要な量を調理し、調理の際に出た野菜の皮や芯などもスープに使うなど食品ロスを減らしていきます。
- 燃えるごみとして出す生ごみについては、可能な限り水気を切って捨てるように啓発します。



【リサイクルコーナー】

重点目標3 食文化の継承と食を活用した地域づくり



1. 食を楽しむ機会の確保

いつまでも住み続けたいまちづくりのため、世代を超えた町民の主体的な参画と創意工夫により自主的に食を楽しむ機会づくりを支援します。

具体的な取り組み

- 町民の生涯を通しての健幸づくりを推進するため、料理講習会を食生活改善推進協議会へ委託し実施します。食を通じた健康コミュニティの構築を図り、食育の推進に努めていきます。

2. 地域の食文化への理解促進

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、食の多様化により、地域の伝統的な行事や作法と結び付いた郷土料理を始めとした食文化が失われつつあります。

郷土料理や行事食を大切に、若い世代に伝えていくことは、子どもから高齢者までの世代間交流になり、食を通じた地域づくりを進めていくことにもつながるため、先人によって培われてきた多様な食文化を改めて地域に普及し、次世代に継承していきます。

具体的な取り組み

- 保育園(所)、幼稚園等、学校における給食や食育体験を通して、郷土料理や伝統料理に取り組み、子どもから若い世代を中心に食文化の継承を推進します。
- 食生活改善推進員による協力のもと、食文化の継承に努めていきます。

重点目標 4 多様な団体との連携・協働による食育の推進



食育の推進にあたっては、町や各家庭、関係機関、食育活動団体をはじめ多くの関係者の理解と協力のもと、取り組みを進めることが大切です。

「自分の健康は、自分で守る」ことを主に、町民一人ひとりが食育に関心を持ち、日常生活の中で継続的に適切な行動がとれるよう計画の普及啓発を図り、町民、保育園(所)、幼稚園等、学校、関係機関、各種団体、行政機関が連携し、町民一人ひとりが健やかで幸せな生活が出来るよう総合的な食育の取り組みを推進します。

平成27年9月1日に、みやき町は「健幸長寿のまち」宣言を行いました。

みやき町「健幸長寿のまち」宣言
未来へ・・・幸せに・・・
健やかで・・・

わたしたちは「たくさんのおとな」と少ない「子どもたち」で構成する人類史上「最も経験したことがない」急速な超少子高齢化のすすんだ社会をむかえました

「健幸」は「子どもからおとなまでの」すべての人々が生涯にわたっていきいきと健やかで「幸せ」に暮らすための基本でありひとりひとりの「健康」と「幸福」は豊かで活力ある地域社会を築いて行くための基盤です

わたしたちはみやき町の豊かな自然環境の「住みなれた場所」で心身ともに「健幸」で元気に安心して暮らし、ゆとりと潤いのある社会の中で互いに支えあいながらすこやかに長寿をむかえしあわせに生きていきたいと願っています

「健幸」という「命」と「文化」

「健幸」が自分自身の活力であるための「命」を運び「健幸」であることが実感できるまちの「文化」をつなぐこともおとなもみんながいきがいをもち笑顔でやさしさを胸にいつまでも活躍できる元氣いつはいの明るいまちを「世代をこえて」

みんなが手をたすさえて「かけがえない「健幸」をはぐくみいきるよろこびをともにわかちあいなから「すすんで健康づくりが実践できる」

「健幸」を誇りある「長寿のまち」をめざすことをここに宣言します

平成27年9月1日 みやき町

スローガン「一笑健命運動」

今後はこの宣言文に基づき、すべての町民が笑顔で、健やかに、幸せに暮らせるよう「一笑健命運動」の推進に取り組んでいきます。

みやき町イメージキャラクター
みやっきー

第5章 計画の推進

食育を着実に実現するため、町民や家庭、保育園(所)、幼稚園等、学校、地域、関係機関や各種団体、町(行政)等がそれぞれの役割を認識したうえで連携を図り取り組んでいきます。

1. 町民の役割

町民は、一人ひとりが健康で豊かな生活を送るため、食に対する正しい知識と理解を深め、自ら判断し実践に努めます。また、家庭や地域、学校、職場など、町民生活のあらゆる分野において、自主的・積極的に食育に取り組むとともに、町が実施する施策に協力するよう努めます。

2. 家庭の役割

家庭は、生涯を通して健全な食生活を実践する場であり、食育の場として重要な役割を担っています。子どもの頃から楽しく食べる環境づくりに配慮するとともに、家族団らんの中で、食事を作る人や生産する人への感謝の心を育み、食事のマナーを身に付け、家族の心身の健康を保持・増進する食生活を実践するよう努めます。

3. 保育園(所)、幼稚園等、学校の役割

保育園(所)、幼稚園等、学校は、家庭と連携し子どもと保護者が基本的な食習慣を楽しく身に付けることができるよう、関係職員、教諭間での共通理解のもと、家庭、地域等と連携しながら、子どもたちの年齢・発達段階に応じた食育を推進します。

4. 地域の役割

地域においては、特性を生かし郷土料理や食文化に親しみ、町民相互のふれあいを通じて食文化の継承や地産地消の推進、健全な食生活の実践に取り組むよう努めます。

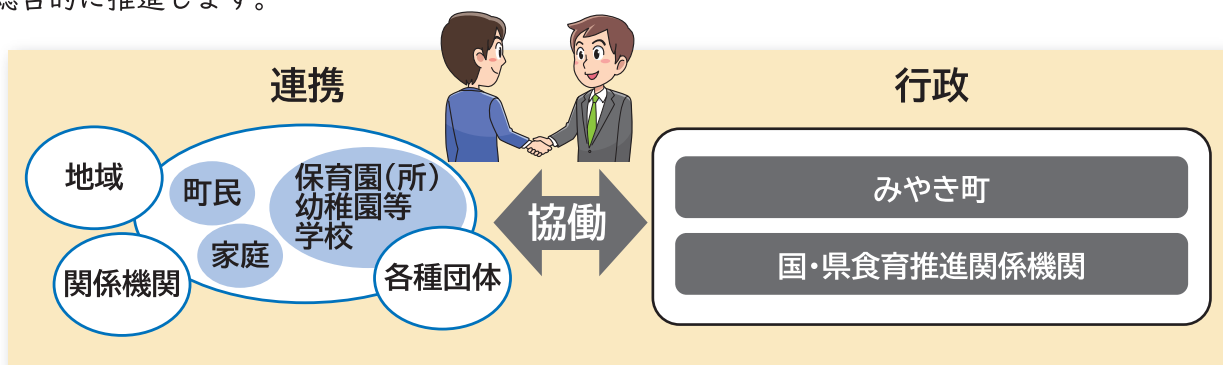
5. 関係機関や各種団体の役割

食育を推進する関係機関や各種団体がそれぞれに持つ専門性や特徴を生かし、生産・調理体験や地域の特色ある食文化の伝承、食の安全・安心に関する知識の普及など町民と一体となった活動に努めます。






6. 町(行政)の役割

町民の健康を守ることは、町の最も重要な使命です。

町は、町民一人ひとりが、自らの健康と食の大切さへの理解を深め、健やかで心豊かな生活を送るために、町民、保育園(所)、幼稚園等、学校、その他関係機関、各種団体との連携のもと、食育に関する施策を総合的に推進します。



◆ライフステージに対応した具体的な取り組み◆

	本人・家庭	保育園(所)、幼稚園等・学校の取り組み	町(行政)・地域の取り組み
乳幼児期	<ul style="list-style-type: none"> ●早ね・早起き・朝ごはんを实践する <ul style="list-style-type: none"> ・夜9時までに寝る (寝る30分前には、テレビや電気を消して、静かで暗い環境をつくる) ・朝8時までに起きる(カーテンを開け、朝日をあびる) ・朝ごはんを食べる ●食事のマナーを身につける <ul style="list-style-type: none"> ・「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをする ・食事の時にテレビを消して会話を楽しむ ・はしやスプーンの持ち方を身につける ・残さず食べる ・食事のお手伝いを通じた食育体験をする ●調理や食事を工夫する <ul style="list-style-type: none"> ・バランスのとれた食事をする ・うす味に心掛ける ・年齢に応じた野菜等の切り方にする ・間食は食事の一部(おにぎり等)としてとる ●虫歯を予防する <ul style="list-style-type: none"> ・歯磨きを習慣化する ・外出時はお茶を持参する ・お菓子を控える ・おやつ時間を決める 	<ul style="list-style-type: none"> ●少しでも地元食材を取り入れ、多種多様な食材を給食で提供する。 ●給食を通して食事のマナー等を習得する <ul style="list-style-type: none"> ・はしやスプーン、食器の持ち方を身につける ・姿勢やいすの座り方を身につける ・ごはんとおかずを交互に食べる ・残さずきれいに食べる ・食器等のお片付けをする ・れんこんなど噛みごたえのある食材を使った「かみかみ献立」を取り入れ、噛む力を育てる ●虫歯を予防する <ul style="list-style-type: none"> ・フッ化物洗口の実施と正しい歯磨き指導をする ●食育を体験する <ul style="list-style-type: none"> ・野菜づくり等の農業体験を実施する ・農業体験を通して命の大切さを学ぶ ・手作りおやつや調理体験を実施する ・手作りおやつと市販のお菓子との添加物の違いを知らせる ●その他 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの食育体験を広報で紹介する ・弁当の日を設定する ・食を通して感謝の気持ちと命の大切さを育てる ・行事等を通して食文化を知る(節分・七夕・お正月等) 	<p>【健康増進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健診等で栄養指導を実施する <ul style="list-style-type: none"> ・月齢に応じた離乳食の進め方について指導する ・生活リズムが大切なことを伝える (朝8時までに起きて、夜9時までに寝る) ・食事のマナーについて指導する ・バランスの良い食事について指導する ・子どもの頃からの減塩を促進する ●母子健康手帳交付時の栄養指導を実施する ●食育事業に協力する(食生活改善推進協議会) ●乳幼児健診で歯科指導(フッ化物塗布含む)を実施する 
学童期・思春期	<ul style="list-style-type: none"> ●早ね・早起き・朝ごはんを实践する <ul style="list-style-type: none"> ・寝る時間の目標 小学1・2年生:夜9時 小学3・4年生:夜9時30分 小学5・6年生:夜10時 中学生:夜11時 ・朝6時30分までに起きる ・朝ごはんを食べる ・排便して学校へ行く ●朝食は、「主食・おかず・汁物」をそろえる <ul style="list-style-type: none"> ・みそ汁のすすめ ●家族一緒に食事をする ●食農体験をする <ul style="list-style-type: none"> ・料理の手伝いをする ・野菜の収穫をする ●感謝して食べる ●外出時はお茶を持参する 	<ul style="list-style-type: none"> ●安心安全な学校給食を提供する <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい食習慣の形成や感謝の心を育てる ・学校給食週間を実施する ・地場産物の活用を推進する ●早ね 早起き 朝ごはんを推進する(生活リズムを身につける) <ul style="list-style-type: none"> ・食生活アンケートを実施する(生活リズム・朝食等) ・生活リズムや朝食について指導する ・朝食ふりかえりカードを実施し、「主食・おかず・汁物」がそろっているか1週間の朝食をふりかえる ●歯科指導をする ●歯の健康講話をする ●保護者に食生活の大切さを知らせ、給食への理解を進める <ul style="list-style-type: none"> ・食育だより、給食だよりを通じて家庭へ啓発する ・保護者の給食試食会を実施する ・授業参観で食育の授業を実施する ・野菜づくりや料理等の食農体験を実施する  <p>【ジャガイモ収穫体験】</p>	<p>【学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安心安全な給食提供のために、調理員への衛生研修会を年に1回実施する <p>【産業支援課・農林課・学校教育課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安心安全な農作物の生産から加工や販売までのルートをつくり、学校給食で安定供給するレベルを目指す <p>【健康増進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食生活改善推進協議会と連携し、保育園(所)、幼稚園等、学校の食育事業に協力する  <p>【環境講座】</p>

	本人・家庭	町(行政)・地域の取り組み
成人期	<ul style="list-style-type: none"> ●生活習慣病を予防するなど健康に関心を持つ <ul style="list-style-type: none"> ・朝食を食べる ・主食・主菜・副菜をそろえた食事をする ・減塩に取り組む ・食べ物の働きを知り、正しい食の選択力を身につける ・間食・酒類の適量を知る ・ゆっくりよく噛んで食べる ●家族や仲間と楽しく食事をする ●外出時はお茶を持参する ●可燃ごみを減らす ●地産地消を推進する ●家庭菜園を楽しむ ●特定健診・がん検診を受ける ●かかりつけ医や歯科医をもつ 	<p>【健康増進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定健診・がん検診を実施する ●特定保健指導を実施する ●食べ物の働きや正しい食の知識について伝達する ●食を通した地区での講習会や料理講習会を実施する(食生活改善推進協議会) <ul style="list-style-type: none"> ・家庭のみそ汁の塩分測定を実施する ・簡単レシピの作成と紹介をする ●食生活改善推進協議会の育成をする ●歯周疾患健診と妊婦歯科健診を実施する <p>【環境福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量化を推進する <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルを推進する ・生ごみの水切りを推進する ・生ごみコンポスト化容器等を利用した肥料づくりを推進する ・生ごみ処理機等の購入を補助する  <p>【電動処理機でのごみの減量化】</p>
高齢期	<ul style="list-style-type: none"> ●低栄養やフレイル等を予防する <ul style="list-style-type: none"> ・1日3食食べる ・主食・主菜・副菜をそろえた食事をする(低栄養予防) ・食べ物の働きを知り、正しい食の選択力を身につける ・間食・酒類の適量を知る ・減塩に取り組む ・野菜から先に食べる ・家族や友人と楽しく食事をする ●口腔ケア・嚥下訓練を行う 	<p>【健康増進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食を通した地区での講習会や料理講習会を実施する(食生活改善推進協議会) <ul style="list-style-type: none"> ・家庭のみそ汁の塩分測定を実施する ・簡単レシピの作成と紹介をする ●食べ物の働きや正しい食の知識について伝達する <p>【地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総合相談や家庭訪問により、食の支援につなげる ●食の自立支援事業(配食サービス)を実施する ●出前講座を実施する ●自立支援ケア会議等で栄養に対する助言を行う ●低栄養やフレイル等予防の普及・啓発をする <p>【保健課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地区健康教室を実施する 

資料編

1. 計画策定の経緯

開催年月日	内 容
令和4年9月22日 ～10月31日	みやき町食に関するアンケート調査 ・町民に対し、WEBと紙によるアンケートを実施
令和4年11月22日	第1回 策定委員会 ・現況、施策評価について ・アンケート調査結果の概要について ・第3次みやき町食育推進基本計画骨子案について ・スケジュールについて
令和5年1月27日 ～2月3日	意見募集(パブリックコメントの実施)
令和5年2月14日	第2回 策定委員会 ・みやき町食育推進基本計画(案)について ・パブリックコメントの結果について

2. みやき町食育推進基本計画策定委員会名簿

(敬称略)

委員区分	団体名等	氏 名
各種団体	みやき町母子保健推進員代表	納身 芳子
	みやき町食生活改善推進協議会代表	中村 百合子
	みやき町健康づくり地区推進員代表	納富 明子
関係行政機関	学校栄養教諭	中川 宏美
	鳥栖保健福祉事務所管理栄養士	森永 利美
みやき町	健康増進課 地域包括支援センター 農林課	保健課 環境福祉課 風の子保育園
		子ども未来課 産業支援課 学校教育課

3. みやき町食育推進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、食育基本法(平成17年法律第63号)に基づき、第3次みやき町食育推進基本計画を策定するため、第3次みやき町食育推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 第3次みやき町食育推進基本計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し、必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 公共団体
- (2) 関係行政機関
- (3) 各種団体の代表

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、第3次みやき町食育推進基本計画策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、民生部健康増進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

- 2 委員会は、基本計画の策定完了により、解散するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

4. みやき町食に関するアンケート調査票(参考資料)



みやき町 食に関するアンケート調査へのご協力をお願い

あなたの声でみやき町を“健幸長寿のまち”にしよう！

アンケート設問数 16 問／想定所要時間 5 分程度

皆様には、日頃から本町の健康づくり事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

この度、第2次みやき町食育推進基本計画の見直しを行うにあたり、住民の皆様の食育についての意識や生活習慣を把握するためのアンケート調査で住民の皆様のご意見を把握し、計画にしっかりと反映していきたいと考えています。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。



【お問い合わせ先】

みやき町 健康増進課（北茂安保健センター）TEL：0942—89—3915

属性

●お住まいの地区（1つを選択）

1. 中原校区 2. 北茂安校区 3. 三根校区 4. 町外

●性別（1つを選択）

1. 男性 2. 女性 3. その他

●年齢（1つを選択）

1. 19歳以下 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳
5. 50～59歳 6. 60～69歳 7. 70～79歳 8. 80歳以上



1. 家庭・地域における食育の推進

問1 あなたは「食育」に関心がありますか。(1つを選択)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 関心がある | 2. どちらかといえば関心がある |
| 3. どちらかといえば関心がない | 4. 関心がない |

問2 あなたは朝食、夕食を家族又は仲間と一緒に食べることがどのくらいありますか。(それぞれ1つを選択)

	ほとんど毎日	週に4～5日	週に2～3日	週に1日程度	ほとんどない
朝食	1	2	3	4	5
夕食	1	2	3	4	5

問3 あなたは、地域や所属するコミュニティ(職場等を含む)での食事会等の機会があれば、参加したいと思いませんか。(1つを選択)

※新型コロナウイルス感染症の感染対策が十分にとられているという前提でお考えください。

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1. とてもそう思う | 2. そう思う | 3. どちらともいえない |
| 4. あまりそう思わない | 5. まったくそう思わない | |

問4 主食(ごはん、パン、麺など)・主菜(肉・魚・卵・大豆製品などを使ったメイン料理)・副菜(野菜・きのこ・いも・海藻などを使った小鉢・小皿の料理)を3つそろえて食べることが1日に2回以上あるのは、週に何日ありますか。(1つを選択)

- | | | | |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 1. ほぼ毎日 | 2. 週に4～5日 | 3. 週に2～3日 | 4. ほとんどない |
|---------|-----------|-----------|-----------|

問5 生活習慣病の予防や改善のため、あなたは、ふだんから適正体重^{※1}の維持や減塩^{※2}などに気を付けた食生活を実践していますか。(1つを選択)

※1 適正体重:日本肥満学会では、BMI(= 体重 kg ÷ (身長 m)²) が 22 を適正体重(標準体重)とし、統計的に最も病気になりにくい体重とされています。25 以上を肥満、18.5 未満を低体重と分類しています。

※2 1日の食塩摂取量の目標値:男性 7.5g未満、女性 6.5g未満(日本人の食事摂取基準 2020 年版) 高血圧の方 6g未満(高血圧治療ガイドライン 2019 年版)

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. いつも気をつけて実践している | 2. 気をつけて実践している |
| 3. あまり気をつけて実践していない | 4. まったく気をつけて実践していない |



問6 あなたは、ふだんゆっくりよく噛んで食べていますか。(1つを選択)

- | |
|----------------------------|
| 1. ゆっくりよく噛んで食べている |
| 2. どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている |
| 3. どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べていない |
| 4. ゆっくり噛んで食べていない |

2. 食を支える環境の持続

問7 あなたは、産地や生産者を意識して農林水産物※・食品を選んでいきますか。(1つを選択)

※農林水産物:食用に供される農産物、および水産物をまとめて呼ぶ表現。野菜やくだもの、魚介類など。

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. いつも選んでいる | 2. 時々選んでいる |
| 3. あまり選んでいない | 4. まったく選んでいない |

問8 あなたは、日頃から環境に配慮した農林水産物・食品を選んでいきますか。(1つを選択)

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. いつも選んでいる | 2. 時々選んでいる |
| 3. あまり選んでいない | 4. まったく選んでいない |

問9 あなたは、食品ロスの削減(てまえどり※等)のために意識して取り組みを行っていますか。(1つを選択)

※てまえどり:おにぎりやサンドイッチなどを購入後すぐ食べる場合は、商品棚の手前にある販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ購買行動です。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. 取り組んでいる | 2. どちらかといえば取り組んでいる |
| 3. どちらかといえば取り組んでいない | 4. 取り組んでいない |

3. 食文化の継承

問10 あなたは、郷土料理※¹や伝統料理※²など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸づかいなどの食べ方・作法を受け継ぐことは大切だと思いますか。(1つを選択)

※1 郷土料理(のっぺ汁、がめ煮、ふなのこくい等):その地域に特有の料理。特産物を材料にしたり、伝統的な調理法を用いたりするもの。

※2 伝統料理(おせち、かしわもち等):古くから受け継がれてきた特徴的な食べ物や料理。

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| 1. とてもそう思う | 2. そう思う | 3. どちらともいえない |
| 4. あまりそう思わない | 5. まったくそう思わない | |

問11 あなたは、いわゆる郷土料理や伝統料理をどのくらいの頻度で食べていますか。(1つを選択)

- | | | |
|-------------|-------------|---------------|
| 1. ほぼ毎日 | 2. 週に3~5日程度 | 3. 週に1~2日程度 |
| 4. 月に2~3日程度 | 5. 月に1日程度 | 6. 2~3ヶ月に1日程度 |
| 7. それ以下 | 8. まったく食べない | |



4. 社会的なトレンド

問 12 あなたは、持続可能な開発目標（SDGs）を知っていますか。（1つを選択）

1. 知っている 2. 言葉を聞いたことがあるが、意味はわからない 3. 知らない

問 13 あなたの食生活は、新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べて変わりましたか。（それぞれ1つを選択）

	増えた・ 広がった	変わら ない	減った・ 狭まった	もとも とない
①栄養バランスのとれた食事	1	2	3	4
②自宅で料理を作る回数	1	2	3	4
③自宅で食事を食べる回数	1	2	3	4
④家族と食事を食べる回数	1	2	3	4
⑤オンラインを利用して家族や友人と食事をともにすること	1	2	3	4
⑥おいしさや楽しさなど食を通じた精神的な豊かさ	1	2	3	4
⑦地場産物の購入	1	2	3	4
⑧通販（オンライン）を利用した食品購入	1	2	3	4
⑨食事作りに要する時間や労力	1	2	3	4
⑩食品の安全性への不安	1	2	3	4
⑪安定的な食料供給への不安	1	2	3	4
⑫食に関する情報の入手	1	2	3	4
⑬規則正しい生活リズム	1	2	3	4

5. 食育基本法

(平成十七年六月十七日法律第六十三号)

最終改正：平成二十七年九月一日法律第六六号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えら

れていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を行うことにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農

場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 農林水産省に、食育推進会議を置く。

- 2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二十一年六月五日法律第四九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法(平成二十一年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

附則(平成二十七年九月一日法律第六六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第七条の規定 公布の日

(食育基本法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二十五条の規定による改正前の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれている食育推進会議は、第二十五条の規定による改正後の食育基本法第二十六条第一項の規定により置かれる食育推進会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

~ Memo ~







第3次みやき町食育推進基本計画

- 発行／みやき町民生部 健康増進課
- 住所／〒849-0113 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾6436番地4
- 電話／0942-89-3915
- FAX／0942-89-3935